

# 第5次佐賀市男女共同参画計画(案)

佐賀市を、  
“ジェンダー平等あたりまえ都市”にする。

2026年度（令和8年度）～2030年度（令和12年度）

佐 賀 市





# 目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の背景	2
3	男女共同参画をとりまく現状	7
4	本計画の重要ポイント	20
第2章	計画の基本的な考え方	23
1	計画のビジョン	23
2	計画の基本理念	24
3	計画の特徴	25
4	計画の性格	25
5	計画の期間	25
6	計画の体系	26
第3章	計画の内容	28
基本方向Ⅰ	人権の尊重と多様性及び男女共同参画の社会づくり	28
重点目標1	ジェンダー平等意識の醸成と性に関する理解の促進	29
重点目標2	性の多様性の理解、暮らしやすい環境づくり	32
重点目標3	家庭や学校・地域における性別にとらわれない教育・学習の充実	36
基本方向Ⅱ	さまざまな分野で女性が参画できる環境づくり	38
重点目標1	家庭や学校・地域社会における男女共同参画の推進	39
重点目標2	防災における男女共同参画の推進	42
重点目標3	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	44
基本方向Ⅲ	だれもが共に働きやすい環境づくり【佐賀市女性の活躍に関する推進計画】	46
重点目標1	事業所における男女共同参画の推進	47
重点目標2	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた多様で柔軟な働き方の推進	50
重点目標3	庁内(佐賀市役所)における男女共同参画推進体制の整備	55
基本方向Ⅳ	安全・安心で自分らしく暮らせる環境づくり	62
重点目標1	生涯にわたる心と身体の健康づくり	63
重点目標2	ジェンダーに基づくハラスメント等の防止と被害への対応	67
重点目標3	暴力の防止と被害への対応【DV対策基本計画】	70
重点目標4	困難な問題を抱える方への支援【困難女性支援計画】	76
第4章	計画の推進	80
1	市、市民、事業者、自治組織等の取り組みによる推進	80
2	市民、事業者等との協働と連携による取り組み	81
3	庁内推進体制	82
4	国・県・他自治体との連携	82
5	計画の進行管理	82
資料編		84





## 1 計画策定の趣旨

国が1999年（平成11年）に施行した「男女共同参画社会基本法」では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置付けています。現在、基本法の施行から25年以上が経過し、女性の活躍やワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の推進をはじめ、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みが継続して進められていますが、2025年（令和7年）のジェンダーギャップ指数は、148か国中118位となっており、依然として低水準の状態が続いています。

また、SDGs（持続可能な開発目標）の達成においても、ジェンダー平等は重要な柱とされており、世界的に取り組みが進んでいます。

このような社会的背景を踏まえて、本市では、1998年（平成10年）に「佐賀市女性行動計画パートナーシップ21」、2002年（平成14年）には改訂版である「佐賀市男女共同参画計画パートナーシップ21」を策定しました。さらに、2007年（平成19年）の市町村合併に伴い、新たな「佐賀市男女共同参画計画パートナーシップ21」（第1次）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してきました。

そして、2008年（平成20年）には、市民一人ひとりが、そして次世代を担う子どもたちが、活力にあふれる地域社会を築いていくためには、男女共同参画を進めていくことが重要であるとの認識のもと、「佐賀市男女共同参画を推進する条例」を施行しました。

その後も、社会情勢の変化や過去の計画の評価、実績等を反映しつつ「佐賀市男女共同参画計画」の見直しを行い、2021年（令和3年）3月にはダイバーシティ（多様性）を見据えた幅広い施策に取り組んでいくことを目指した「第4次佐賀市男女共同参画計画」を策定しました。

この度、「第4次佐賀市男女共同参画計画」が計画期間の終了を迎えたことから、新たな取り組みを進めていくために、「第5次佐賀市男女共同参画計画」を策定することとしました。

## 2 計画策定の背景

### 【国の動向】

#### (1) 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正

2021年（令和3年）6月に改正され、男女を問わず立候補や議員活動等をしやすい環境整備等を行うため、政党等の取り組みの促進や、性的な言動等に起因する問題への対応を含む、国・地方公共団体の施策の強化が盛り込まれました。

#### (2) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の成立

2022（令和4年）5月に成立（2024年（令和6年）4月施行）し、困難な問題に直面している女性の福祉の増進を図るため、女性の意思が尊重されながら、多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること等が明記されました。

#### (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）の改正

2023年（令和5年）5月に改正され、保護命令の対象に「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者を追加したほか、保護命令制度の拡充や保護命令違反の罰則強化が定められました。

#### (4) 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）の改正

2024（令和6年）5月に改正され、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにする観点から、柔軟な働き方の利用が義務付けられました。

## (5) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の改正

2025年（令和7年）6月に、期限を10年間延長し、2036年（令和18年）3月31日までとするとともに、男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表が義務化されました。

## (6) 「独立行政法人男女共同参画機構法（機構法）」及び「独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）」の成立

2025年（令和7年）6月に成立（2026年（令和8年）4月施行）し、男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンターとして独立行政法人男女共同参画機構を新設し、同機構は、国、地方公共団体、民間団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすセンターオブセンターズと位置付けられました。

## (7) 第6次男女共同参画基本計画の策定

※ この項目については国の策定状況を踏まえて修正します。

国は、男女共同参画社会の実現に向け、1999年（平成11年）6月の男女共同参画社会基本法の制定以降、同法に基づく男女共同参画基本計画を策定し、政府として取り組むべき施策を総合的に進めてきました。

2020年（令和2年）に、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」を策定し、男女共同参画社会の形成の促進を図っており、2025年（令和7年）6月には、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025（女性版骨太の方針2025）」を策定し、2030年（令和12年）のジェンダー平等に向けて女性の活躍促進を加速し、地域づくり、働き方・職場改革の推進、意思決定層への女性参画、性暴力防止などを柱に、国際協調も含めて総合的に取り組むとしています。

第6次男女共同参画基本計画は、下記のとおり議論が展開され策定されました。

### 第6次男女共同参画基本計画の目指すべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

出典：第6次男女共同参画基本計画

### 第6次男女共同参画基本計画の策定状況

#### 令和6年12月

策定専門調査会が発足し、運営規則や検討体制、スケジュールが示されました。自由討議も行われ、現行計画のフォローアップが実施されました。

#### 令和7年2月

たたき台となるコンセプトが提示され、次期計画に向けた基本的な考え方や進め方について議論されました。

#### 令和7年5月

各ワーキンググループでの具体的な検討が開始され、分野別の課題や施策について詳細な議論が進められました。

#### 令和7年8月

各ワーキンググループでの具体的な検討を踏まえて、「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」が示されました。

## 【佐賀県の動向】

### (1) 「第5次佐賀県男女共同参画基本計画」の策定

2021年（令和3年）3月に、「第5次佐賀県男女共同参画基本計画」を策定し、3つの基本方向の下に、9つの重点目標を定め、8つの数値目標を掲げ、県民・事業者・各種団体・CSO等の参画や協働により男女共同参画に関する施策を推進しています。

### (2) 「佐賀県パートナーシップ宣誓制度」の策定

2021年（令和3年）8月に、同性のカップルなど性的マイノリティの方々が、お互いをかけがえのないパートナーであることを約束するパートナーシップ宣言を行い、県がその関係性を証明することで、社会の中で自分らしく生活することを応援する「佐賀県パートナーシップ宣誓制度」が策定されました。

本市は県と協定を締結し、2022年（令和4年）4月から、一部の行政サービスについて、「佐賀県パートナーシップ宣誓書受領書」の提示により家族同様の対応が可能となりました。

### (3) 「佐賀県DV防止・被害者支援基本計画（第5次計画）」の策定

2024年（令和6年）3月に、男女間のあらゆる暴力を許さない、安全で安心して暮らせる社会の実現をめざし、「配偶者からの暴力防止及び被害者等の保護に関する法律」（令和5年5月改正）に基づき、「佐賀県DV防止・被害者支援基本計画（第5次計画）」を策定しています。

### (4) 「佐賀県困難な問題を抱える女性への支援基本計画」の策定

2025年（令和7年）3月に、さまざまな事情により困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題に最適な支援を受けられるよう「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年5月成立）に基づき、「佐賀県困難な問題を抱える女性への支援基本計画」を策定しています。

### (5) 「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」の実施

2025年（令和7年）11月に佐賀県における男女共同参画に関する意識と実態を把握し、今後の佐賀県内の男女共同参画の実現に向けた施策に役立て、また、第6次佐賀県男女共同参画計画（令和9年3月）の策定のための基礎資料とするため「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」（3,000人）を実施しました。

## 【佐賀市の動向】

### (1) 「第3次佐賀市総合計画」の策定

2025年（令和7年）4月から「第3次佐賀市総合計画」が新たにスタートしました。「第3次佐賀市総合計画」では2040年における「佐賀らしさ」が「みんながこのまちのことを好きで、一人ひとりが自分らしく暮らせること」となることを目指し、「佐賀らしさでみんなが上を向くまち」を2040年に目指す将来像に掲げています。

男女共同参画については、「自分らしく幸せに暮らし、支え合う社会の実現」を取り組みの柱とし、家庭、仕事、地域で誰もが参画できるジェンダー平等社会の形成を目指しています。

### (2) 第4次男女共同参画計画に基づく取り組みの推進

性別にかかわらず誰もが自分らしく生きられる社会の実現に向けて、第4次男女共同参画計画に基づき、市・市民・事業者・自治組織等・教育に携わる者それぞれが意識と環境の変革に取り組んできました。

特に、女性の社会参画を促進する研修や交流事業の実施、男性の家事・育児参加を促す啓発活動のほか、事業所の働きやすさや多様性への配慮を評価する「イマドキ職場大賞」の表彰などを通じて、誰もが安心して働き、暮らせる地域づくりを進めています。

これらの取り組みは、ライフステージに応じた選択を支える環境整備と、ジェンダーにとらわれない生き方の実現に向けた基盤づくりとして、今後のまちづくりにもつながる重要な施策に繋がっています。

### (3) 若者支援、ワーク・ライフ・バランスの推進

少子化や人口減少が進む中で、若者が自信をもって自らのライフコースを選択できる社会の実現を目指しています。

特に「人生のラッシュアワー」（教育、就労、結婚・出産、育児、転居、趣味などライフイベントが集中する時期）において、若者が仕事と家庭を両立できる環境づくりや支援の充実に向けた、働き方改革と男性の育児参画の促進、若者への経済的・生活基盤の支援、社会全体での子育て支援、情報発信と支援の周知による支援策の認知度向上と利用促進に力を入れています。

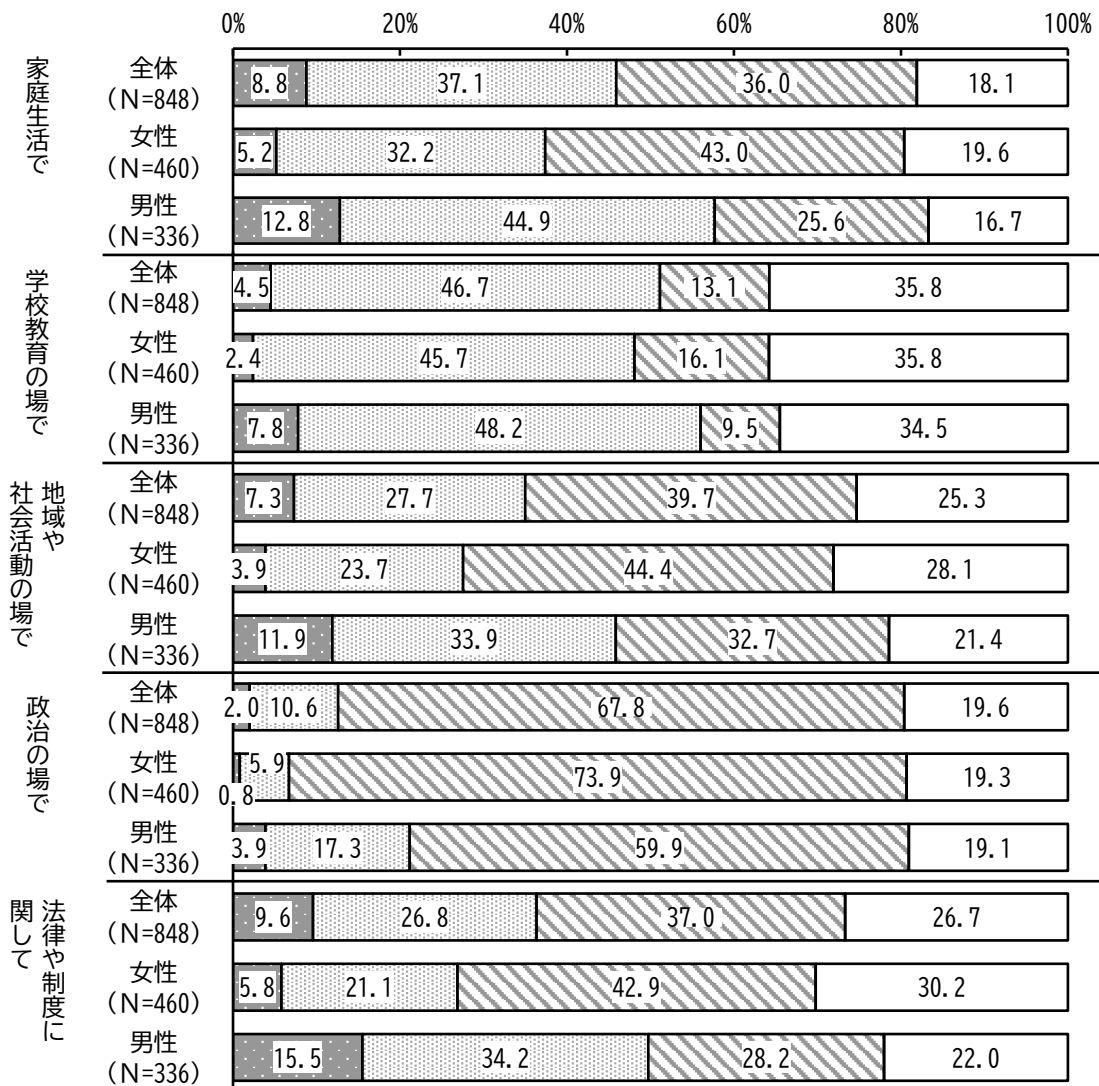
### 3 男女共同参画をとりまく現状

#### (1) 男女の平等感等、男女共同参画に関する意識について

本市の市民意識調査では、男女の地位の平等感をみると、『男性の方が優遇』と答えた人の割合が高い項目は、「政治の場で」が最も高く67.8%、次いで、「就職・採用の際に」が42.1%、「地域や社会活動の場で」が39.7%、「法律や制度に関して」が37.0%となっています。

性別で比較すると、『男性の方が優遇』と答えた人の割合は、女性が男性よりも、「家庭生活で」「地域・社会活動の場で」「政治の場で」「法律や制度に関して」で10ポイント以上、「職場で」「就職・採用の際に」で5ポイント以上高くなっています。一方、『女性の方が優遇』と答えた人の割合は、男性が女性よりも、「職場で」「法律や制度に関して」で10ポイント程度高くなっています。

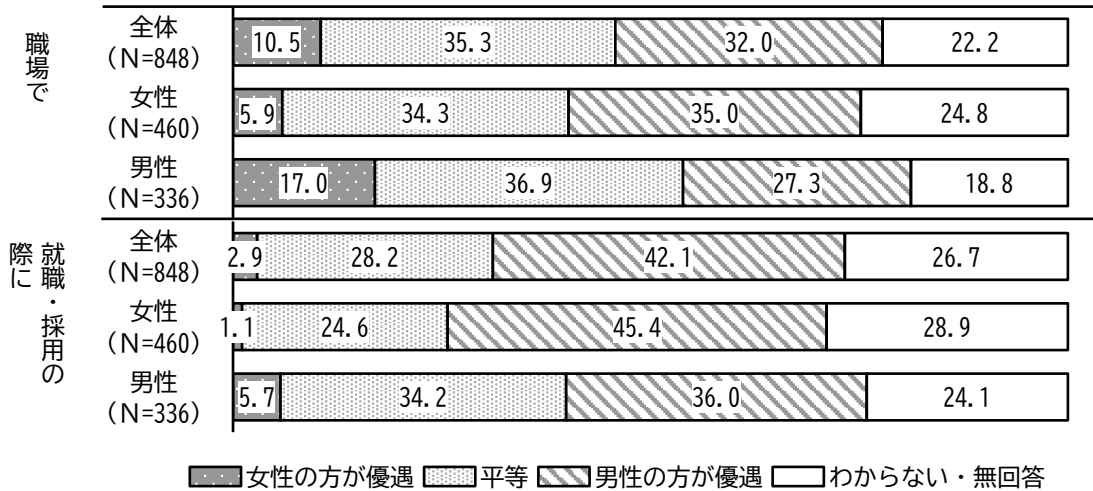
男女の地位の平等感（佐賀市：市民）（N=848）



■ 女性の方が優遇 □ 平等 ▨ 男性の方が優遇 □ わからない・無回答

[次ページへ続く]

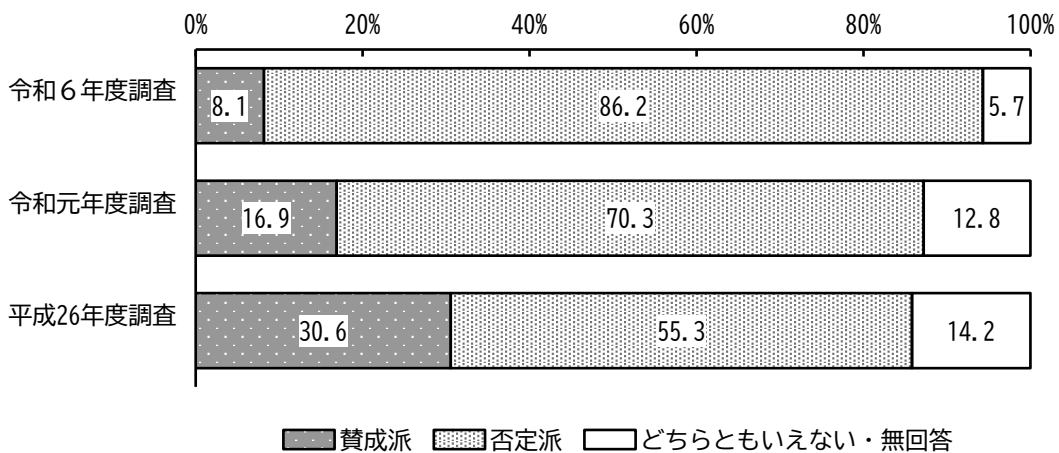
[前ページより続く]



※ 『女性の方が優遇』は「女性の方が優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の合計  
 『男性の方が優遇』は「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計  
 資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査

本市の市民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」について、『否定派』の割合が86.2%となっています。経年で比較をすると、『否定派』の割合が増加しており、令和元年度調査に比べ15.9ポイント、平成26年度調査に比べ30.9ポイント増加しています。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」だと思ふ人の割合（佐賀市：市民）（N=848）

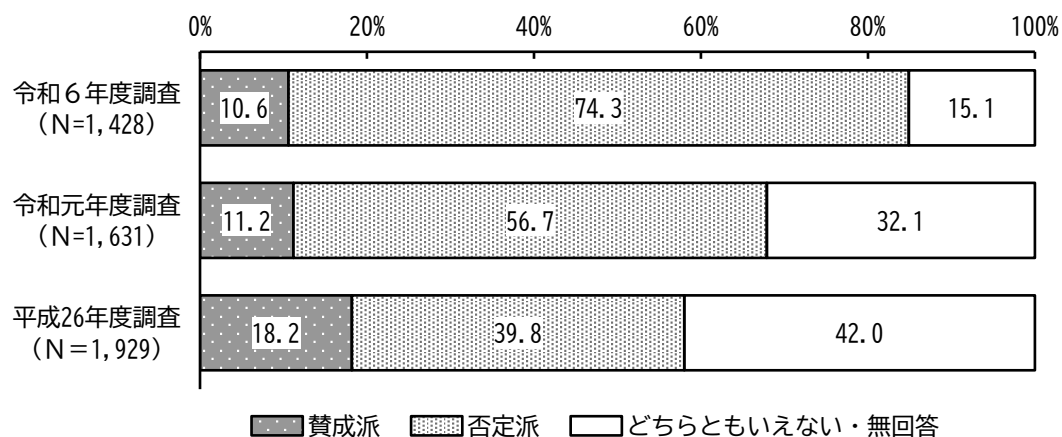


※ 『賛成派』は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計  
 『否定派』は「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計  
 資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査

本市の中学2年生意識調査では、「女性は家庭で家の仕事を行い子どもを育て、男性は外で仕事をして収入を得るのがよい」について、『否定派』の割合が74.3%となっています。経年で比較をすると、『否定派』の割合が増加しており、令和元年度調査に比べ17.6ポイント、平成26年度調査に比べ34.5ポイント増加しています。

固定的な性別役割分担意識は、徐々に解消しつつあることがうかがえます。

「女性は家庭で家の仕事を行い子どもを育て、男性は外で仕事をして収入を得るのがよい」と思う人の割合（佐賀市：中学2年生）（N=1428）



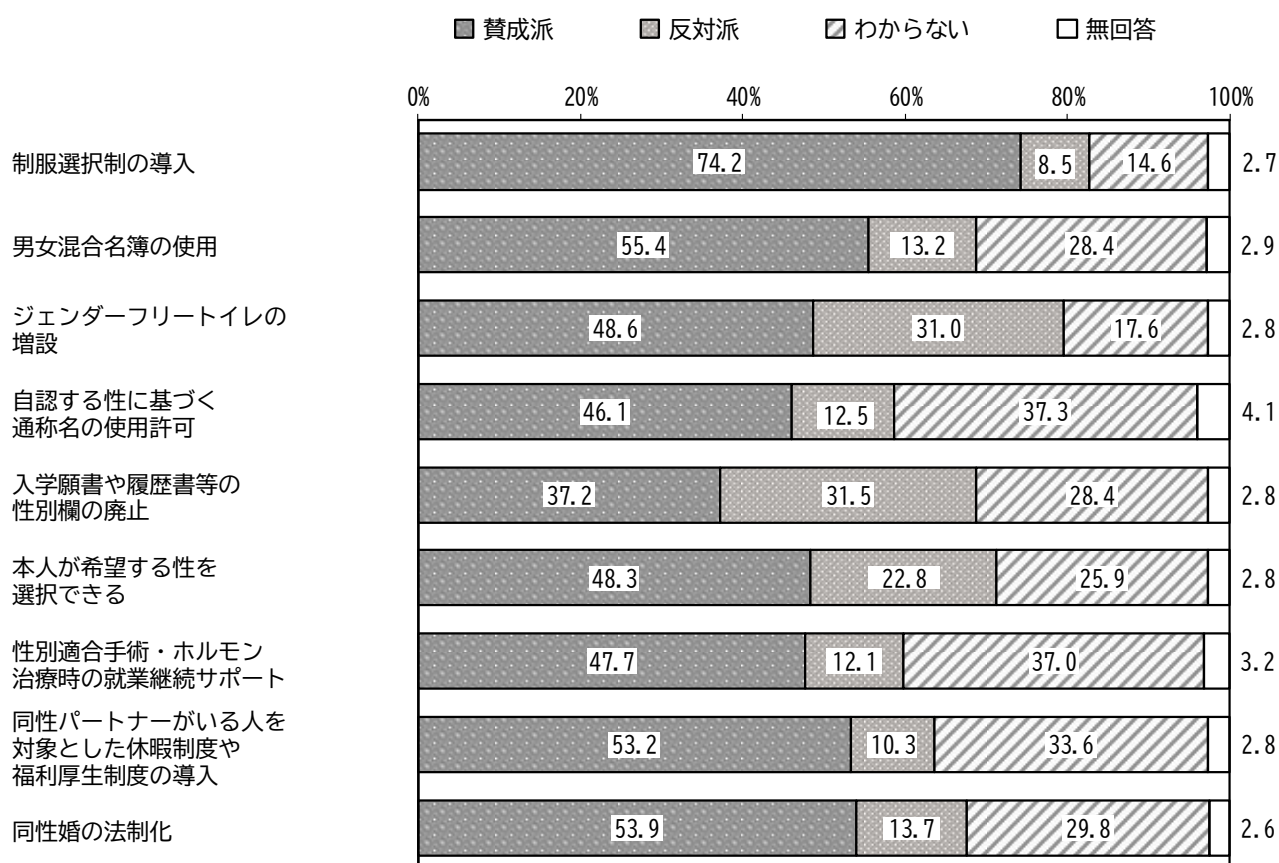
※ 『賛成派』は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計  
 『否定派』は「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計  
 資料：令和6年度 男女共同参画に関する中学2年生意識調査

本市の市民意識調査では、性的マイノリティに対する取り組みへの考え方をみると、『賛成派』の割合が高い項目は、「制服選択制の導入」が最も高く74.2%、次いで「男女混合名簿の使用」が55.4%、「同性婚の法制化」が53.9%、「同性パートナーがいる人を対象とした休暇制度や福利厚生制度の導入」が53.2%と、これら4項目の『賛成派』は過半数を超えています。

一方、『反対派』の割合は、「ジェンダーフリートイレの増設」が31.0%、「入学願書や履歴書等の性別欄の廃止」が31.5%と、3割を超えています。

また、「自認する性に基づく通称名の使用許可」「性別適合手術・ホルモン治療時の就業継続サポート」「同性パートナーがいる人を対象とした休暇制度や福利厚生制度の導入」については「わからない」が3割を超えています。

性的マイノリティに対する取り組みへの考え方（佐賀市：市民）（N=848）



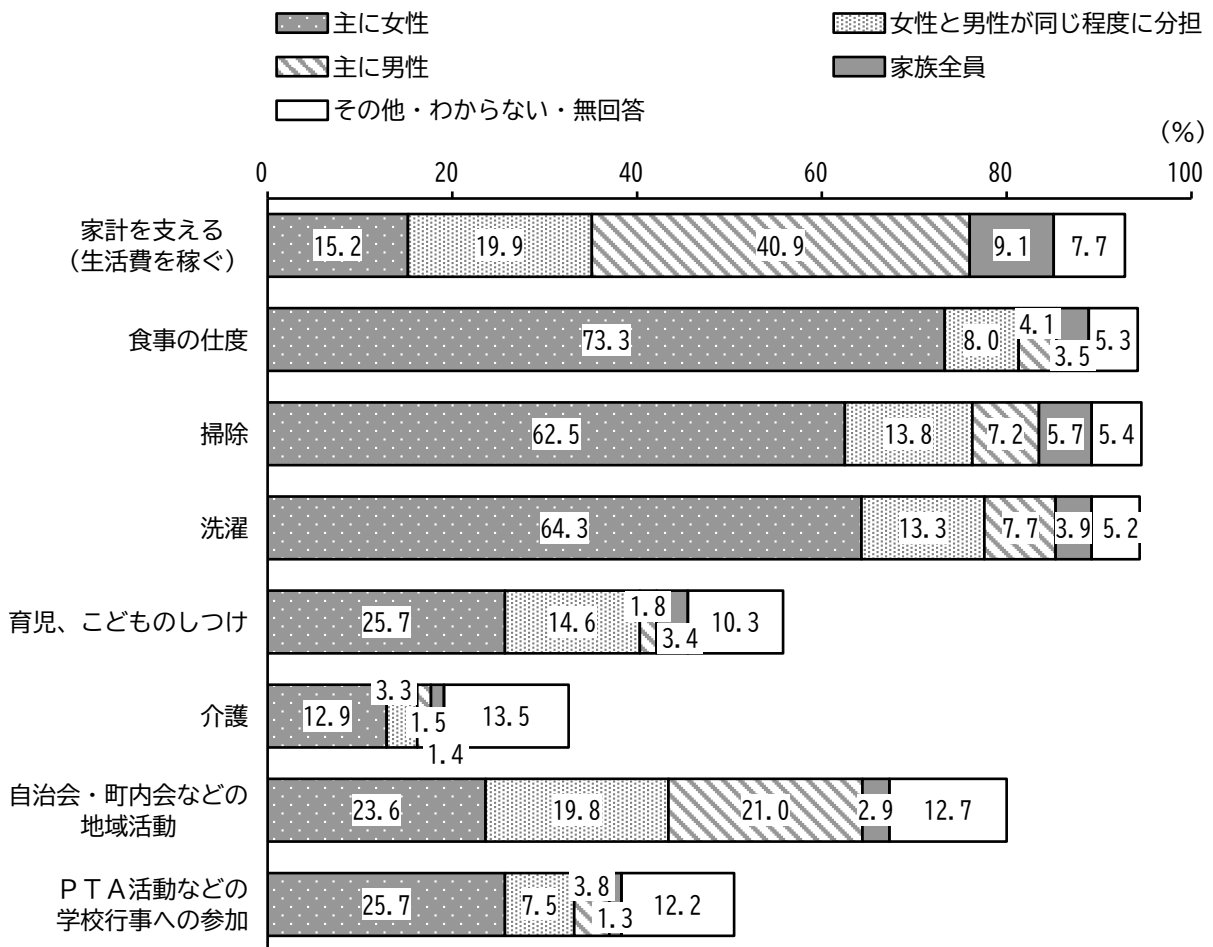
※ 『賛成派』は「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計  
『反対派』は「どちらかといえば反対」と「反対」の合計

## (2) 家庭や地域、審議会にみる男女の役割と参画状況について

本市の市民意識調査では、家庭内の役割分担の状況を見ると、「主に男性」の割合が高い項目は、「家計を支える(生活費を稼ぐ)」が最も高く40.9%となっています。一方、家事項目については「主に女性」の割合が高く、「食事の支度」が73.3%、「掃除」が62.5%、「洗濯」が64.3%となっています。また、「育児、こどものしつけ」については「主に女性」の割合が25.7%、「介護」については12.9%となっており、家庭生活の役割(食事の支度、掃除、洗濯、育児・介護)は、女性への負担が大きいことが分かります。

地域関連の項目については、「自治会・町内会などの地域活動」については「主に女性」の割合が23.6%、「主に男性」の割合が21.0%、「男性と女性が同じ程度に分担」の割合が19.8%となっています。「PTA活動などの学校行事への参加」については「主に女性」の割合が25.7%となっています。

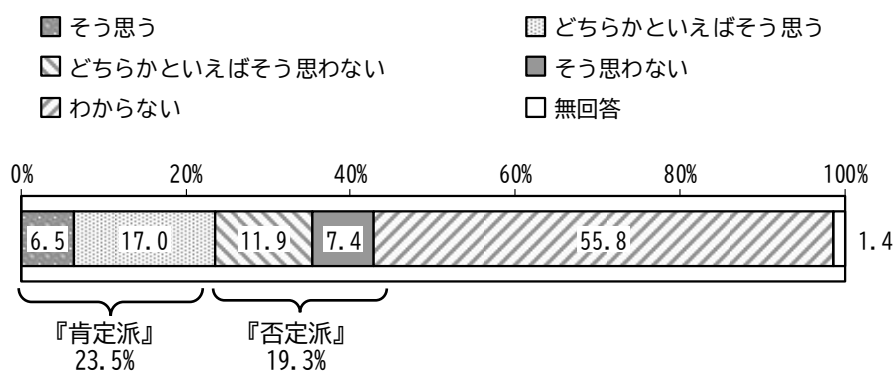
家庭での役割分担(佐賀市：市民)(N=848)



資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査

本市の市民意識調査では、防災活動への女性の意見が反映されているかについてみると、『肯定派』（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計）の割合が23.5%、『否定派』（「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の合計）の割合が19.3%となっています。

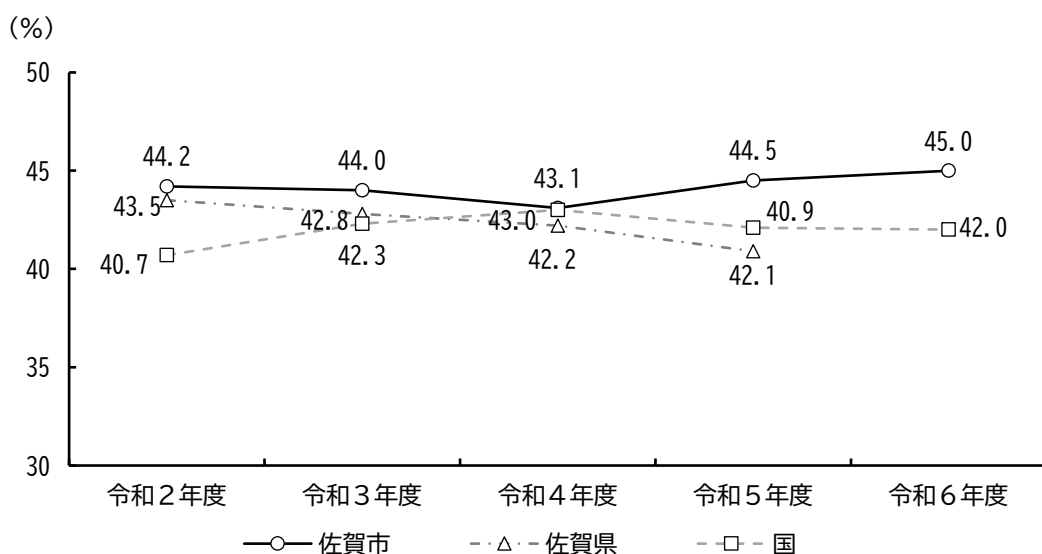
防災活動に女性の意見が反映されていると思うか（佐賀市：市民）（N=848）



資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査

本市では、女性の審議会等への参画率（法令に基づく各種審議会・委員会等）は令和6年度で45.0%となっており、国や県に比べてやや高い水準で推移しています。

女性の審議会等への参画率（佐賀市・県・国比較）

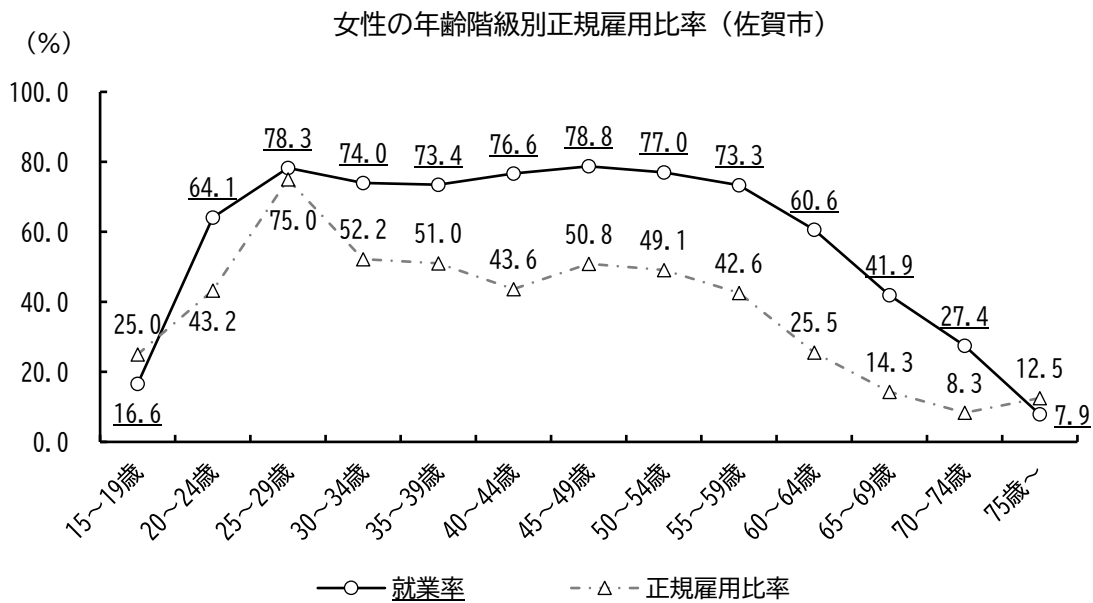


資料：市は「男女共同参画課調べ」、県は「男女参画・女性の活躍推進課調べ」、国は内閣府男女共同参画局「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」

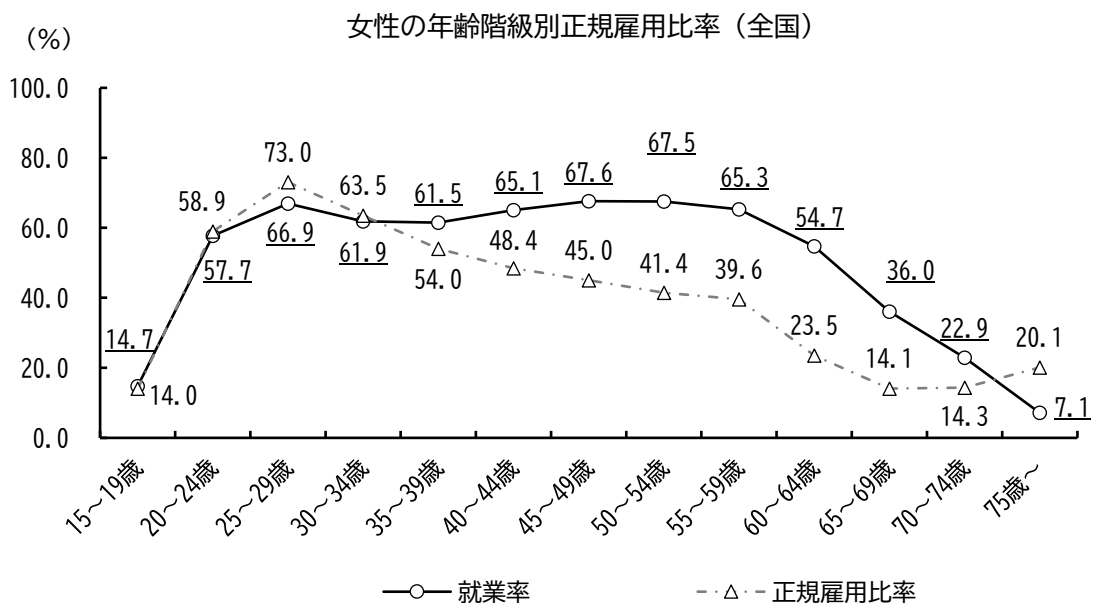
### (3) 女性の就業状況やワーク・ライフ・バランスについて

本市の女性の就業率を見ると、出産・育児期に就業率が低下する「M字カーブ」は、ほぼ解消されています。しかし、正規雇用比率は、全国と同様に、25～29歳をピークに減少する傾向が見られ、30～34歳の正規雇用比率は、全国平均に比べて11.3ポイント低くなっています。

全国平均の女性の正規雇用率は、25～29歳をピークに減少し続ける「L字カーブ」を描くのに対し、佐賀市では40～44歳以降、一時上昇する特徴も見られます。



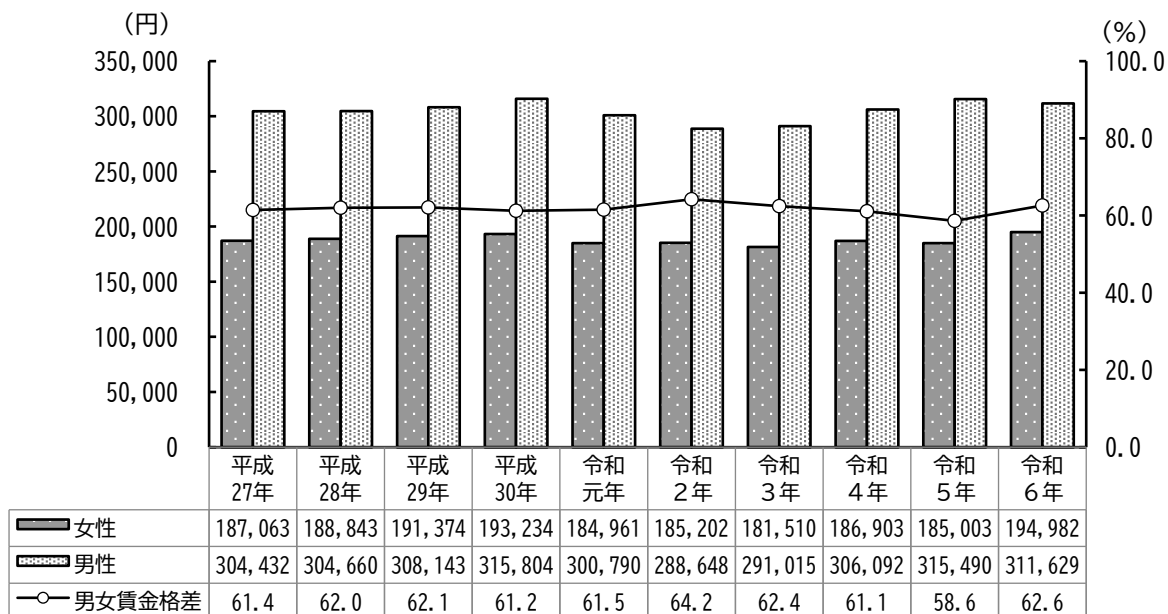
資料：就業率…国勢調査（令和2年）、正規雇用比率…就業構造基本調査（令和4年）



資料：就業率…国勢調査（令和2年）、正規雇用比率…就業構造基本調査（令和4年）

佐賀県内の従業員規模30人以上の事業所の賃金格差は、男性の賃金を100%とした場合、女性62.6%と大きな差があります。

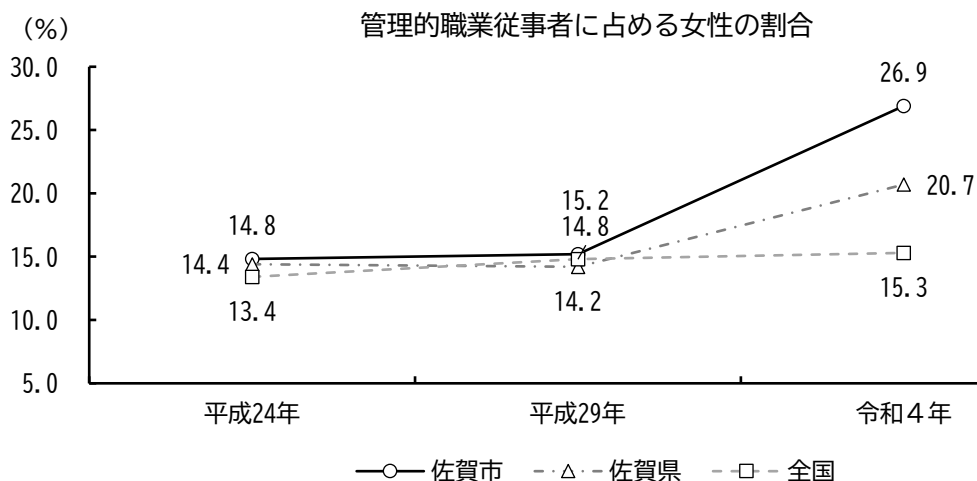
きまって支給する給与額の男女賃金格差[常用労働者]（佐賀県）



※ 事業所規模30人以上  
 調査対象事業所は、概ね2～3年ごとに抽出替え（事業所の入れ替え）を行っています。  
 平成27年1月に抽出替えを行い、平成30年以降は毎月1月調査の際、抽出替えを行っています。  
 男女賃金格差は、男性の賃金を100として算出しています。  
 令和6年は速報値、それ以外の年は確報値です。  
 資料：厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

管理的職業従事者に占める女性の割合は、増加傾向にあり、平成24年から12.1ポイント増加しています。

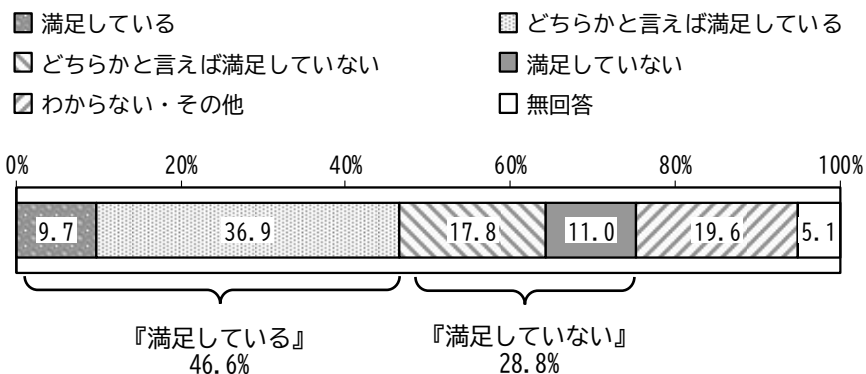
県・国と比較すると、平成29年まで同程度で推移していましたが、令和4年では本市がやや高くなっています。



資料：総務省「就業構造基本調査」

本市の市民意識調査では、ワーク・ライフ・バランスの満足度をみると、『満足している』（「満足している」「どちらかといえば満足している」の合計）の割合が46.6%、『満足していない』（「満足していない」「どちらかといえば満足していない」の合計）の割合が28.8%と、『満足している』が17.8ポイント高いものの、約3割が満足していないことが分かります。

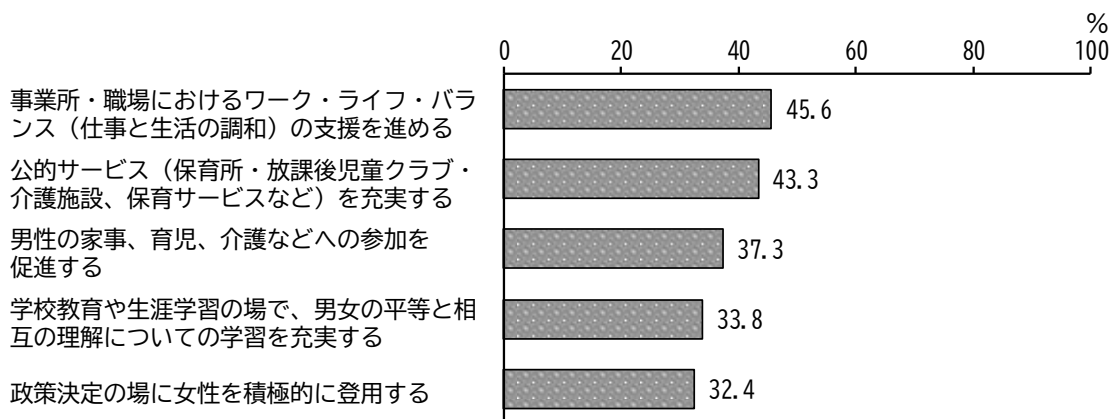
ワーク・ライフ・バランスの満足度（佐賀市：市民）（N=848）



資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査

本市の市民意識調査では、男女共同参画を実現するための行政への要望をみると、「事業所・職場におけるワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の支援を進める」の割合が最も高く45.6%となっています。

男女共同参画を実現するための行政への要望<上位5項目>（佐賀市：市民）（N=848）



資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査

#### (4) ジェンダーに基づくハラスメントやDVの状況について

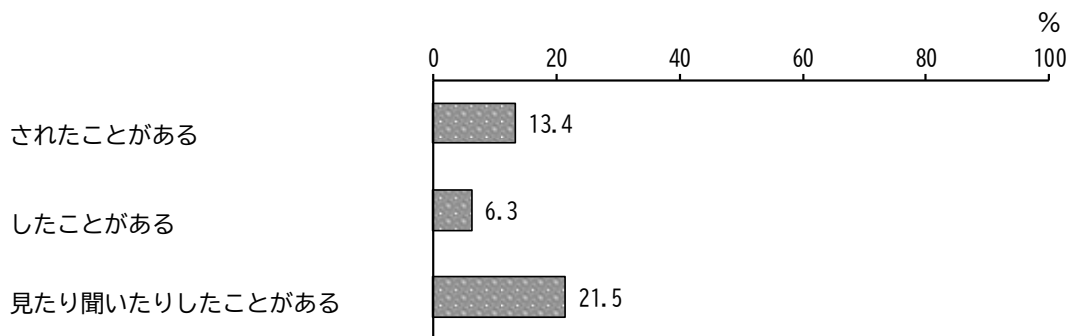
本市の市民意識調査では、最近5年間のハラスメント行為に関する認識をみると、「されたことがある」の割合が高い項目は、「容姿や年齢、身体的特徴について話題にする」が最も高く13.4%、次いで「女性に対して、『〇〇ちゃん』と呼ぶ」が9.4%、「性的な話や冗談、質問をする」が8.6%となっています。

「したことがある」の割合が高い項目は、「女性に対して、『〇〇ちゃん』と呼ぶ」が12.3%、「容姿や年齢、身体的特徴について話題にする」が6.3%となっています。

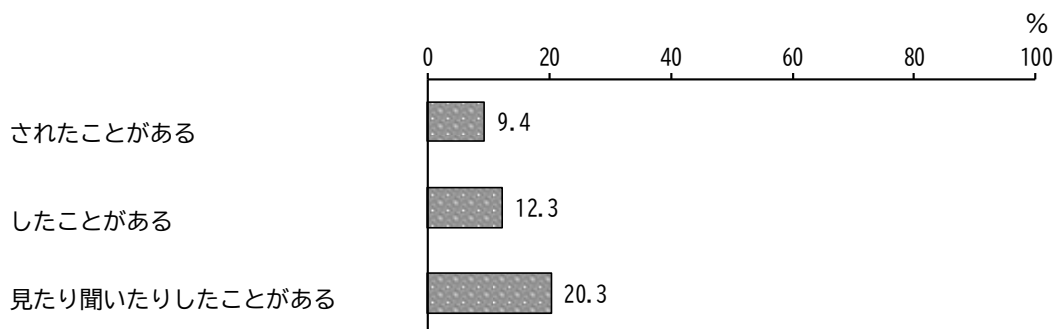
「見たり聞いたりしたことがある」の割合が高い項目は、「容姿や年齢、身体的特徴について話題にする」が21.5%、「女性に対して、『〇〇ちゃん』と呼ぶ」が20.3%、「『男のくせに根性がない』『女は仕事を任せられない』など差別的な言葉を言う」が18.6%となっています。

セクシュアルハラスメントについて、5年以内に職場・学校・地域で  
したり、されたりしたことの有無<上位4項目> (佐賀市：市民) (N=848)

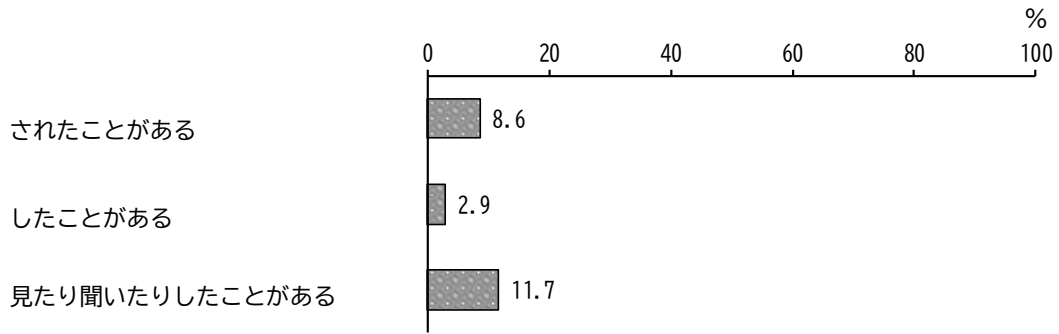
【容姿や年齢、身体的特徴について話題にする】



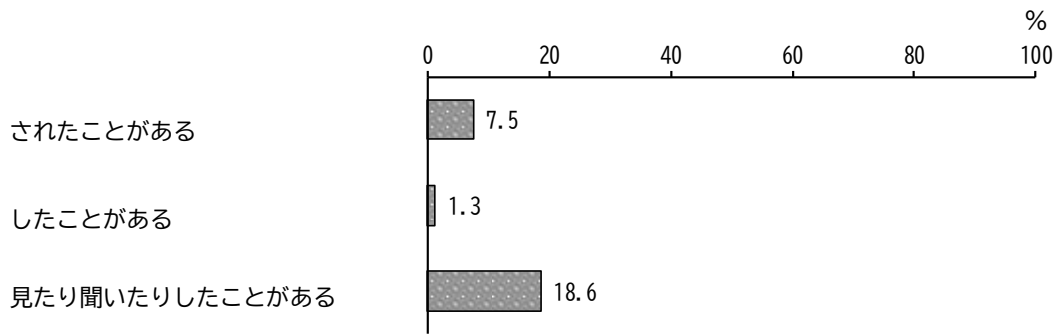
【女性に対して、「〇〇ちゃん」と呼ぶ】



【性的な話や冗談、質問をする】



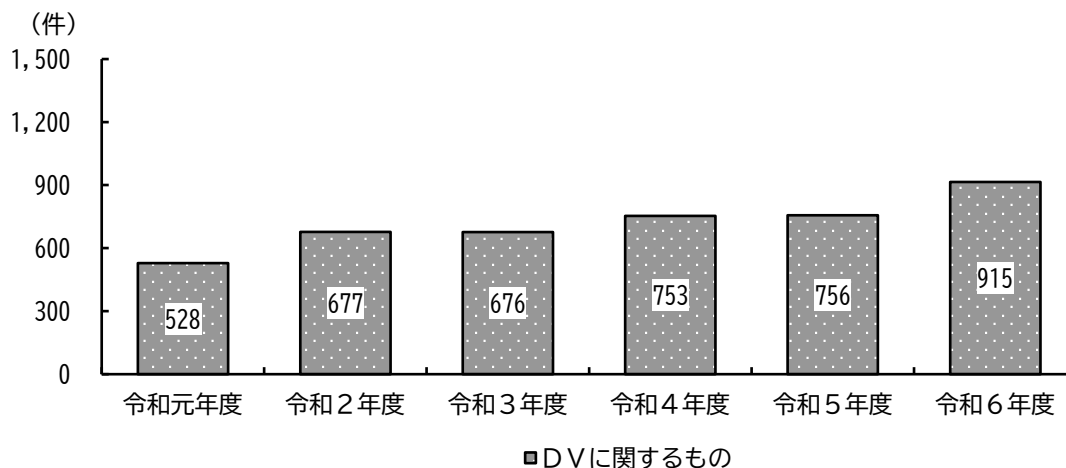
【「男のくせに根性がない」「女は仕事を任せられない」など差別的な言葉を言う】



資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査

本市の女性相談におけるDVに関する相談件数は、令和元年度の件数と比べ、令和6年度には1.75倍の915件となり、増加傾向にあります。

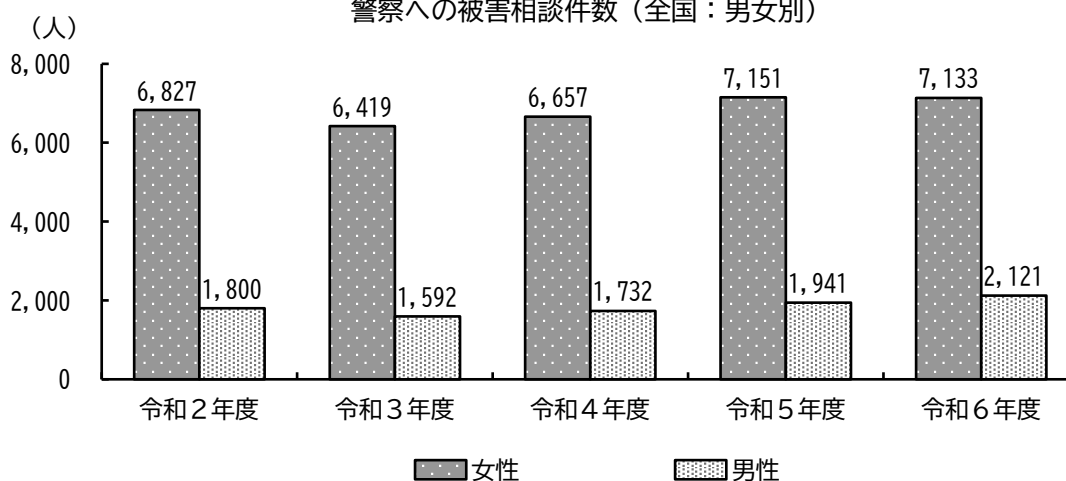
女性相談におけるDVに関する相談件数の推移（佐賀市）



※ DVに関する相談：夫婦間の暴力、交際相手からの暴力  
資料：佐賀市福祉総務課「福祉のしるべ」

警察への被害相談件数は、女性は男性の3.4倍～4倍となっています。また、男性からの相談も増加傾向にあります。

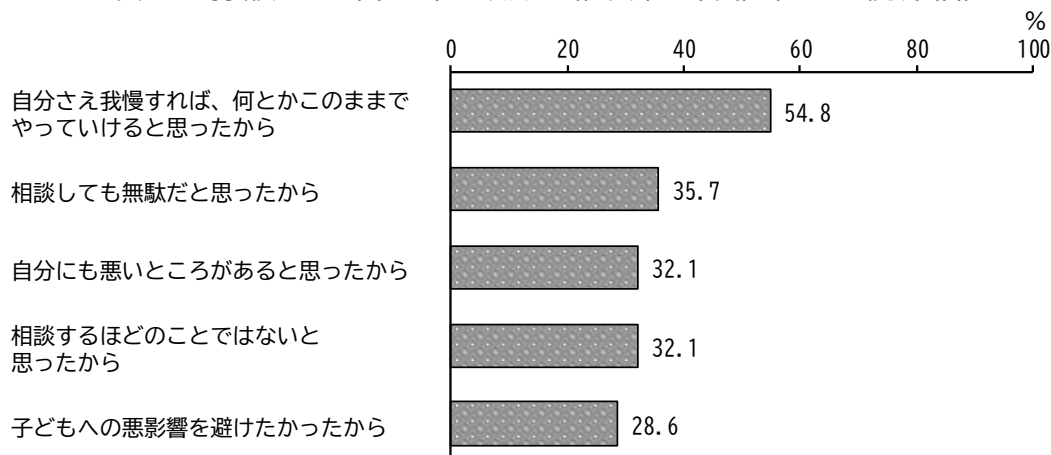
警察への被害相談件数（全国：男女別）



資料：警視庁「配偶者からの暴力事案の概況」

本市の市民意識調査では、DV被害を受けた際に我慢した理由として、「自分さえ我慢すれば、何とかこのままでやっていけると思ったから」と回答した割合が54.8%と最も高くなっています。次いで「相談しても無駄だと思ったから」「自分にも悪いところがあると思ったから」「相談するほどのことではないと思ったから」と続き、被害を受けていても、相談に踏み出せない状況があることがうかがえます。

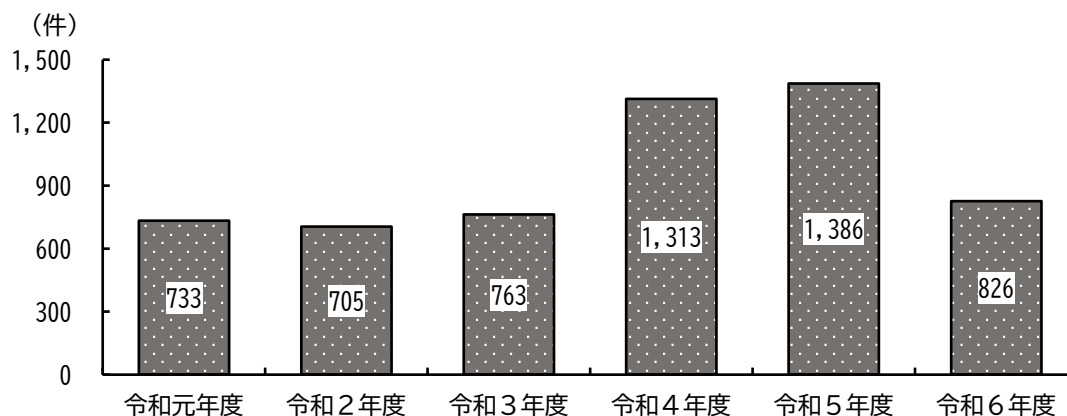
DVを受けた時我慢した理由<上位5項目> (佐賀市：市民) (N=84、複数回答)



資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査

本市の女性相談では、離婚や生活困窮、住居や借金、求職などの生活上の課題に加え、養育や家庭内の不和、親族間や男女間の人間関係の問題、医療や妊娠・出産、さらには売春関係やその他の暴力など、多様な困難を抱える女性からの相談にも対応しています。こうしたDV以外の相談件数は、コロナ禍の令和4年度、5年度で急増しました。

困難を抱える女性相談の推移 (佐賀市)



※ 困難を抱える女性相談：夫婦間の暴力・交際相手からの暴力以外の暴力〔子・親・親族・その他〕、離婚、生活の問題〔住居・生活困窮・借金・求職等〕、養育、家庭内の問題〔家庭不和・親族問題等〕、他者間の問題〔男女間・その他の人間関係〕、医療、妊娠出産、売春関係

資料：佐賀市福祉総務課「福祉のしるべ」

## 4 本計画の重要ポイント

国等の動向や各種調査結果等を踏まえて、本計画の見直しの重要ポイントを整理しました。

### (1) 男女共同参画の理解促進と意識づくり

市民意識調査では、「政治の場」や「就職・採用」「地域や社会活動」「法律や制度」において、男性が優遇されているとの認識が高く、社会のさまざまな分野で男女平等が実感されていないことが明らかになりました。性別で見ると、女性は男性に比べて「家庭生活」「地域・社会活動」「政治」「法律・制度」において10ポイント以上高く男性の優遇感を指摘しており、男女間の平等感には大きな差が見られます。これは長年にわたり刷り込まれた性別による固定的役割分担意識や無意識の思い込みが、ジェンダー平等を実現する上での障害となっているためです。

また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった固定的な性別役割分担に対する否定的意見が多数を占めています。中学2年生意識調査でも、「女性は家庭で家の仕事を行い、男性は外で働くべき」という考えに対し否定的な回答が増加しており、ジェンダー平等への理解が進んでいることがうかがえます。

これらを踏まえ、引き続き家庭、学校、地域社会でジェンダー平等への理解を深め、固定的な性別役割分担意識を解消することが重要です。日常生活の中で無意識の思い込みや慣習を見直し、誰もが性別にとらわれず自分らしい選択ができる環境づくりを推進する必要があります。

また、性的マイノリティに関する取組については、「制服選択制」や「同性婚の法制化」など、多様な性を尊重する方向性には賛成が多数を占めていますが、「ジェンダーフリートイレの増設」や「入学願書や履歴書等の性別欄の廃止」は反対派が3割を超えており、今後も丁寧な議論が必要とされる事柄も残されています。性の多様性への理解促進と併せて、学校や地域でのジェンダー平等教育を推進し、誰もが尊重される社会づくりを進めていくことが本計画の重要なポイントとなります。

### (2) ジェンダー平等の推進と女性の意見が反映できる環境づくり

市民意識調査では、家庭内の役割分担において「家計を支える」役割は男性が多く担っている一方、「食事の支度」「掃除」「洗濯」などの家事は女性が担う割合が高く、さらに「育児・こどものしつけ」や「介護」においても女性の負担が大きい状況が続いています。このことから、家庭内の役割が性別によって偏っている実態が明らかであり、家庭におけるジェンダー平等の推進が引き続き重要な課題となっています。また、男性が経済的責任を負うことによって家庭参画が難しい状況が生じている側面もあり、男女双方の働き方や家庭生活の在り方を見直していくことが求められます。

また、防災活動において女性の意見が十分に反映されているかについてみると、『肯定派』の割合は市民の2割強にとどまり、地域の防災計画や避難所運営などにおいて男女共同参画の視点が十分に浸透していない状況が見られます。災害時には、女性や子ども、要配慮者が特有のニーズを抱える場合が多く、地域防災のあらゆる場面で女性の視点を取り入れることが災害に強い地域づくりにつながります。そのため、日頃から意見が反映される仕組みづくりを進める必要があります。

本市の女性の審議会等への参画率は令和6年度で45.0%と、国や県の水準を上回っています。これは一定の進展を示すものですが、政策・方針決定過程において、より多様な視点が反映される環境づくりは依然として重要です。さらに女性の視点や多様な意見が届くよう、参画の機会の拡充や意見が反映されやすい環境の整備が求められます。

### (3) だれもが働きやすい環境づくり

本市の女性の就業状況を見ると、出産・育児期に女性の就業率が低下する、いわゆる「M字カーブ」は解消されているものの、25～29歳をピークに正規雇用比率は低下し、特に30～34歳では全国より約11ポイント下回っています。また、30歳以降、女性の正規雇用比率は大きく低下し、非正規雇用に移行する傾向が見られます。さらに、佐賀県内の従業員規模30人以上の事業所における令和6年度の賃金状況では、女性の賃金の割合は男性の6割程度にとどまっており、就業機会や待遇面で男女間の差が存在しています。

ワーク・ライフ・バランスの満足度については、「満足している」と回答した割合が4割半ばにとどまっています。また、市民意識調査における男女共同参画に関する行政への要望では、「事業所・職場におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の支援を進める」が最も高い項目となっており、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた多様で柔軟な働き方の推進が必要です。

これらを踏まえ、誰もが生涯を通じて働き続けられる環境を整備するため、働き方の選択肢を広げる取組や、育児・介護と仕事の両立支援、事業所の働き方改革の促進など、多様で柔軟な働き方の実現に向けた施策をさらに強化することが重要です。

### (4) だれもが安全・安心で暮らせる環境づくり

市民意識調査では、最近5年間のハラスメント行為に関する認識をみると、「されたことがある」の割合が高い項目は、「容姿や年齢、身体的特徴について話題にする」「女性に対して『〇〇ちゃん』と呼ぶ」「性的な話や冗談、質問をする」となっています。「したことがある」や「見たり聞いたりしたことがある」もみられ、日常生活や職場、学校においてジェンダーに基づくハラスメントが発生していることがうかがえます。

こうした状況を踏まえ、ジェンダーに基づくハラスメントの防止と被害への対策に取り組むことが重要です。

本市の女性相談におけるDV相談件数は増加傾向にあります。市民意識調査では、「自分さえ我慢すれば、何とかこのままでやっていけると思ったから」と回答する割合が最も高く、被害を自覚できず相談に踏み出せない状況が多いことが示されています。DVは重大な人権侵害であり、被害者が早期に支援につながるためには、DVに対する正しい理解と「暴力を許さない」という意識の醸成が欠かせません。そのうえで、誰もが安心して相談できる窓口環境や、支援制度の周知、関係機関との連携による継続的支援体制の充実が求められます。

さらに本市の女性相談では、DV以外にも離婚、生活の問題、養育、家庭内の問題など、複雑かつ多様な困難を抱える女性からの相談が数多く寄せられています。特にコロナ禍の令和4年度、5年度には相談件数が急増し、生活や家庭の課題が複合的に深刻化している実態が浮き彫りとなりました。

これらの状況を踏まえ、困難な問題を抱える方が安心して相談できる体制の整備や、関係機関との連携による切れ目のない支援体制の強化が必要です。同時に、地域全体で暴力や差別を許さない意識の醸成を進め、安全・安心に暮らすことができる社会づくりを推進することが、本計画の重要なポイントとなります。

## 第 2 章

# 計画の基本的な考え方

### 1 計画のビジョン

本市の目指す将来像は、第3次佐賀市総合計画において、「佐賀らしさで みんなが上を向くまち」を掲げ、その中の男女共同参画等を含む「コミュニティ」の分野において、2040年に目指す市民等の姿として「市民は、一人ひとりの個性や価値観を生かし、自分らしく幸せに暮らしている」を掲げました。

子育てしたい、働きたい、その気持ちに性別の違いはなく、すべての人が、家庭でも仕事でも活躍できる社会の実現を図ることが必要です。

計画のビジョンについては、総合計画の方針を踏まえて、市民一人ひとりが、理想とする暮らしが当たり前を選択できる社会づくりに取り組むため以下のとおりとします。

#### 【計画のビジョン】

佐賀市を、  
“ジェンダー平等あたりまえ都市” にする。

## 2 計画の基本理念

市民一人ひとりが互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく社会のあらゆる分野において、その個性と能力を発揮できる佐賀市の実現を目指します。

第5次佐賀市男女共同参画計画の基本理念として、佐賀市男女共同参画を推進する条例に掲げられている理念に加え、DVの根絶及び困難な問題を抱える女性への支援についても掲げることとします。

### (1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取り扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること。

### (2) 生涯にわたる心身の健康

男女が生涯にわたり安全な環境の下で健康な生活を営み、それぞれの人生のあり方を自ら決定できるよう配慮されること。

### (3) 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、性別にかかわらず相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の看護及び介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たすとともに、それらの活動以外の活動を行うことができるようにすること。

### (4) 社会における制度や慣行の見直し

社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。

### (5) 意思決定の場への平等な参画

男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が平等に確保されること。

### (6) 国際社会との協調

ジェンダー平等の推進に関する取り組みが、国際社会との協調の下に行われること。

### (7) ドメスティック・バイオレンス（DV）の根絶

犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるDVの根絶や被害者の支援に向けた取り組みが行われること。

### (8) 困難な問題を抱える女性への支援

困難な問題を抱える女性が、安心して自分らしく生きられる社会の実現のため、尊厳と自立を尊重し、個々の状況に寄り添った支援が行われること。

### 3 計画の特徴

- (1) 男女共同参画社会の実現に関する基本的な考え方については、第1次から第4次までの「佐賀市男女共同参画計画」を継承しています。
- (2) 「第4次佐賀市男女共同参画計画」における取り組みの評価と検証を行い、課題を整理するとともに、関係法令、市の関係計画等との整合性を図り、より実効性のある計画内容としました。
- (3) この計画中「基本方針Ⅲ だれもが共に働きやすい環境づくり」については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく、「市町村推進計画」と位置付けます。
- (4) この計画中「基本方針Ⅳ 3 暴力の防止と被害への対応」については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく、「市町村基本計画」と位置付けます。
- (5) この計画中「基本方針Ⅳ 4 困難な問題を抱える方への支援」については、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」第8条第3項に基づく、「市町村基本計画」と位置付けます。
- (6) 成果目標を基本方向ごとに設け、市民意識調査等にて測ることとしています。また、施策の達成状況を明確にするため、基本方向の達成に向けて担当課が実施する施策の事業に数値目標を設定しています。

### 4 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条に基づき策定し、その理念を踏まえ、国・県などの計画と整合性を図りながら推進するものです。
- (2) この計画は、「第3次佐賀市総合計画」の個別計画として策定するとともに、他の個別計画との整合性を図り策定しています。
- (3) この計画は、「佐賀市男女共同参画を推進する条例」第11条に基づき策定し、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものです。
- (4) この計画は、佐賀市における男女共同参画社会の実現のために、市とともに、市民、事業者、自治組織等、教育に携わる者が一体となって取り組むために策定されたものです。

### 5 計画の期間

この計画の期間は、2026年度（令和8年度）から2030年度（令和12年度）までの5か年とします。

## 6 計画の体系

[ ビジョン ]

佐賀市を、“ジェンダー平等あたりまえ都市”にする。

[ 基本方向 ]

I 人権の尊重と多様性及び男女  
共同参画の社会づくり

II さまざまな分野で女性が参画  
できる環境づくり

III だれもが共に働きやすい環境  
づくり  
【佐賀市女性の活躍に関する  
推進計画】

IV 安全・安心で自分らしく暮ら  
せる環境づくり

[ 重点目標 ]

[ 施 策 ]

1 ジェンダー平等意識の醸成と性に関する理解の促進	(1)市民の意識改革のための啓発事業の充実や情報の提供 (2)ジェンダー平等に関する国際規範・基準の理解と浸透
2 性の多様性の理解、暮らしやすい環境づくり	(1)ダイバーシティ（多様性）を認め合う意識の醸成 (2)性の多様性の尊重 (3)メディア・リテラシーの向上
3 家庭や学校・地域における性別にとらわれない教育・学習の充実	(1)家庭や学校・地域社会におけるジェンダー平等教育の推進
1 家庭や学校・地域社会における男女共同参画の推進	(1)家庭（家事・育児・介護等）におけるジェンダー平等の促進 (2)学校・地域社会におけるジェンダー平等の促進
2 防災における男女共同参画の推進	(1)男女共同参画の視点を入れた地域防災の推進
3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1)政治分野におけるジェンダー平等の促進 (2)女性の審議会等への参画の促進
1 事業所における男女共同参画の推進	(1)男女の機会均等及び賃金格差の是正
2 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた多様で柔軟な働き方の推進	(1)ワーク・ライフ・バランスの推進 (2)女性の就業環境の改善 (3)子育て支援体制の充実 (4)介護予防及び介護支援の充実 (5)農林水産業等における男女共同参画の促進
3 庁内(佐賀市役所)における男女共同参画推進体制の整備	(1)男女共同参画についての職員の意識の醸成 (2)庁内における男女共同参画の推進 (3)庁内における女性活躍の推進
1 生涯にわたる心と身体の健康づくり	(1)心と身体の健康づくりの推進 (2)生涯を通じた女性の健康の保持・増進 (3)妊娠・出産に関する支援
2 ジェンダーに基づくハラスメント等の防止と被害への対応	(1)ジェンダーに基づくハラスメントや暴力の根絶に向けた啓発 (2)ジェンダーに基づくハラスメントや暴力に関する相談窓口の広報及び相談体制の充実
3 暴力の防止と被害への対応【DV対策基本計画】	(1)DVを許さない意識の醸成 (2)安心して相談できる窓口及び被害者支援体制の充実 (3)切れ目のない支援に向けた関係機関等との支援強化
4 困難な問題を抱える方への支援【困難女性支援計画】	(1)市民に対する相談窓口の周知と相談体制の充実 (2)切れ目のない支援に向けた関係機関等との支援強化 (3)民間支援団体との協働 (4)自立のための支援（住まい、就労支援等）

## 基本方向 I 人権の尊重と多様性及び男女共同参画の社会づくり

## 【基本的な考え方】

ジェンダー平等の実現には、男女がお互いの価値観や違いを認め合い、家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる場面で、個性と能力を十分に発揮できる環境を整えることが必要です。しかしながら、男女の役割分担に対する固定的な考え方や性に関する偏見、性的指向や性自認への誤解や差別が存在しています。

誰もが生き生きと暮らせる男女共同参画社会は、一人ひとり、そして次代を担う子どもたちが、互いを尊重し合い、社会を構成する一員として自覚を持つことで実現されるものです。

家庭や学校は、こどもが成長するうえで重要な役割を担う場であることから、こどもたちの成長過程に大きな影響を与える保護者、教職員、地域の大人に対し、男女共同参画への理解を促進していく必要があります。また、国際社会では女性の参画拡大が急速に進んでおり、国際的な協調のもとでジェンダー平等の意義を理解し、意識を高めていくことが求められています。

本市では、すべての人が自分らしく安心して暮らすことができる社会の実現をめざし、地域や教育委員会等と連携しながら啓発活動の充実に取り組めます。

多様な価値観や生き方への理解を広げることで、誰もが自らの生き方を制限されることなく、尊重される社会づくりを推進します。

## 【 成果目標 】

	指標	基準値	目標値
1	「女だから、男だから」という理由により、自分の思い通りにならないことがあった市民の割合	9.9% (令和6年度)	7.6% (令和12年度)
2	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について反対する人の割合	86.2% (令和6年度)	94.2% (令和12年度)
3	男女共同参画に関心のある人の割合	53.4% (令和6年度)	59.6% (令和12年度)
4	「男のくせに根性がない」「女には仕事を任せられない」などと差別的な言葉を言われたことがない人の割合	71.0% (令和6年度)	78.7% (令和12年度)
5	学校生活の中で男女の差別を感じる生徒の割合	20.4% (令和6年度)	19.3% (令和12年度)

※資料：1 市民意向調査(R6)・男女共同参画に関する市民意識調査 2、3、4 男女共同参画に関する市民意識調査 5 男女共同参画に関する中学2年生意識調査

## 重点目標1 ジェンダー平等意識の醸成と性に関する理解の促進

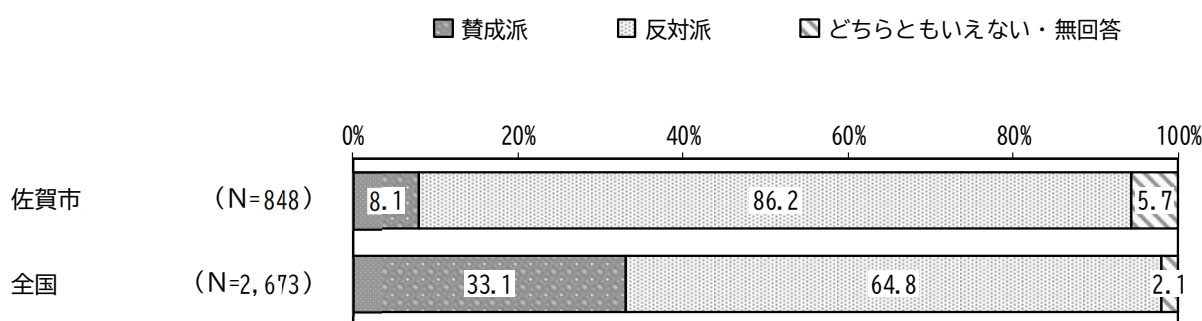
「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担を前提とした、いわゆる「昭和モデル」の職業観・家庭観から、多様な生き方を前提に、誰もが希望に応じて家庭でも仕事でも活躍できる「令和モデル」へと意識が変化しています。市民意識調査においても、性別による役割分担意識に否定的な人の割合は8割を超えています。また、「父母（義父母）」の言葉に固定的な性別役割分担意識を「感じる」または「どちらかといえば感じる」と回答した割合は4割にのぼっています。

一方、中学2年生を対象とした意識調査では、約2割が性別に基づく発言を受けた経験があると回答しており、女性のほうがその割合が高くなっています。

性別による固定的な役割分担意識は解消されつつあるものの、家庭や周囲の大人から性別に基づく役割期待や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を感じる場面が存在します。この現状を踏まえ、家庭・学校・地域など身近な場面でのジェンダー平等の実現に向けて、啓発活動を一層推進する必要があります。

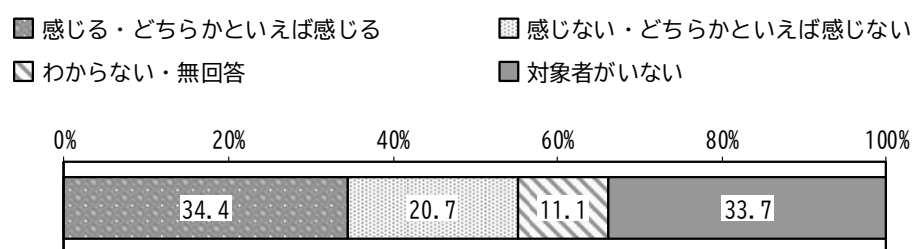
特に、大人の意識や言動はこどもの考え方に大きく影響することから、保護者世代への周知・啓発が求められます。また、学校教育においても、教員の理解促進や児童生徒への教育機会の充実が必要です。

【夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ】について自身の固定的な性別役割分担意識（佐賀市：市民）（N=848）

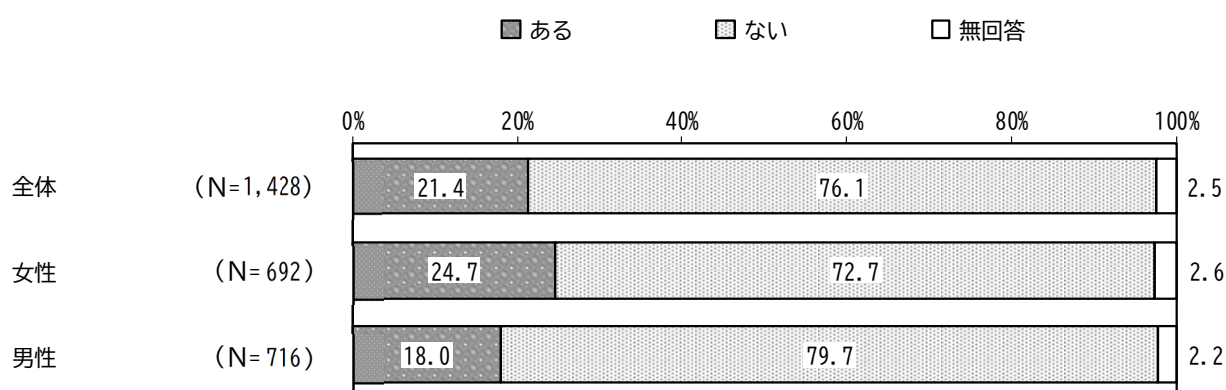


※ 『賛成派』は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計  
 『反対派』は「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計  
 資料：（全国）男女共同参画社会に関する世論調査（令和6年9月調査）

父母（義父母）からの言動や態度に固定的な性別役割分担意識を感じるか（佐賀市：市民）（N=848）



「女（男）だから、…しなさい（するな）」と言われた経験（佐賀市：中学2年生）（N=1428）



### 施策1 市民の意識改革のための啓発事業の充実や情報の提供

市民一人ひとりが男女共同参画を身近な課題として認識できるよう多様な手法で意識啓発を図り、理解と関心の深まりを促進します。

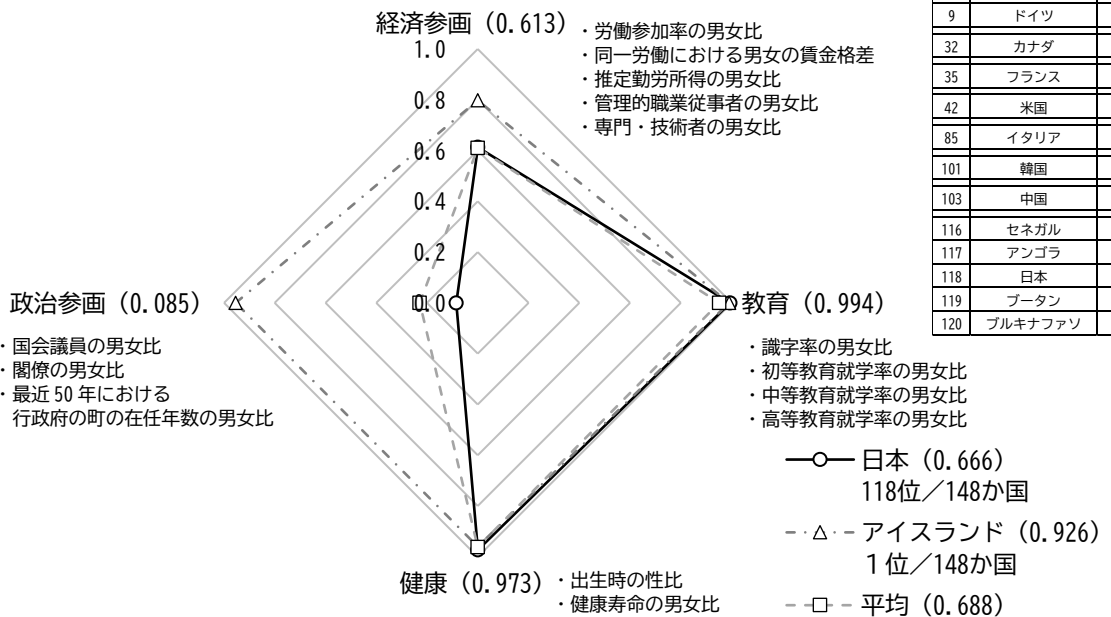
事業	担当課
101 男女共同参画社会の形成に向け、意識啓発を目的とした講座や、様々な手段を活用した取り組みを実施する。	男女共同参画課
102 市民編集委員が佐賀市男女共同参画情報誌「ぱすぽと」を作成し、男女共同参画に関わりたいと思ってもらう機会を増やすよう新たな視点での情報誌づくりに取り組む。	男女共同参画課
103 人権に関する街頭啓発キャンペーン時に配布するチラシやグッズなどに男女共同参画につながる人権啓発メッセージを掲載する。	人権・同和政策課
104 公民館の広報紙等において、男女共同参画に関する記事を掲載する。 【数値目標】広報紙等への男女共同参画関係記事を掲載した公民館数 32館 (R6) ⇒ 32館 (R12)	社会教育課

## 施策2 ジェンダー平等に関する国際規範・基準の理解と浸透

男女共同参画の推進には、国際的な視点を取り入れた理解の促進が重要です。SDGsの目標5は「ジェンダー平等を実現しよう」ですが、ジェンダー平等は単なる目標の一つではなく、ジェンダー平等の観点をあらゆる政策に反映させ、女性の意思決定過程への参画を拡大させていくこと（ジェンダー主流化）が、国際社会における重要課題となっています。講座等を通じて、ジェンダー・ギャップ指数など国際的な指標や基準に関する情報を提供し、世界の現状や日本の課題を共有することで、市民の意識向上と主体的な行動を促していきます。

事業	担当課
105 ジェンダー・ギャップ指数などの男女共同参画に関する国際基準の情報を提供する。	男女共同参画課

### ジェンダー・ギャップ指数



順位	国名	値
1	アイスランド	0.926
2	フィンランド	0.879
3	ノルウェー	0.863
4	英国	0.838
5	ニュージーランド	0.827
9	ドイツ	0.803
32	カナダ	0.767
35	フランス	0.765
42	米国	0.756
85	イタリア	0.704
101	韓国	0.687
103	中国	0.686
116	セネガル	0.67
117	アンゴラ	0.668
118	日本	0.666
119	ブータン	0.663
120	ブルキナファソ	0.659

- (備考) 1. 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書(2025)」より作成  
2. 日本の数値がカウントされていない項目はイタリックで表記  
3. 分野別の順位: 経済(112位)、教育(66位)、健康(50位)、政治(125位)

資料：内閣府男女共同参画局「男女共同参画に関する国際的な指数」

ジェンダーギャップ指数とは、世界経済フォーラムが発表している、世界各国のジェンダー平等の程度を示す指標です。この指数は、男性に対する女性の割合（女性の数値/男性の数値）を示しており、0が完全な不平等、1が完全な平等を意味します。1に近いほど順位が高くなります。

日本は148か国中118位となっており、「教育」や「健康」の分野では世界トップクラスの成績を誇っていますが、「政治」や「経済」の分野では順位が低く、ジェンダー平等に向けた改善の余地があることがわかります。

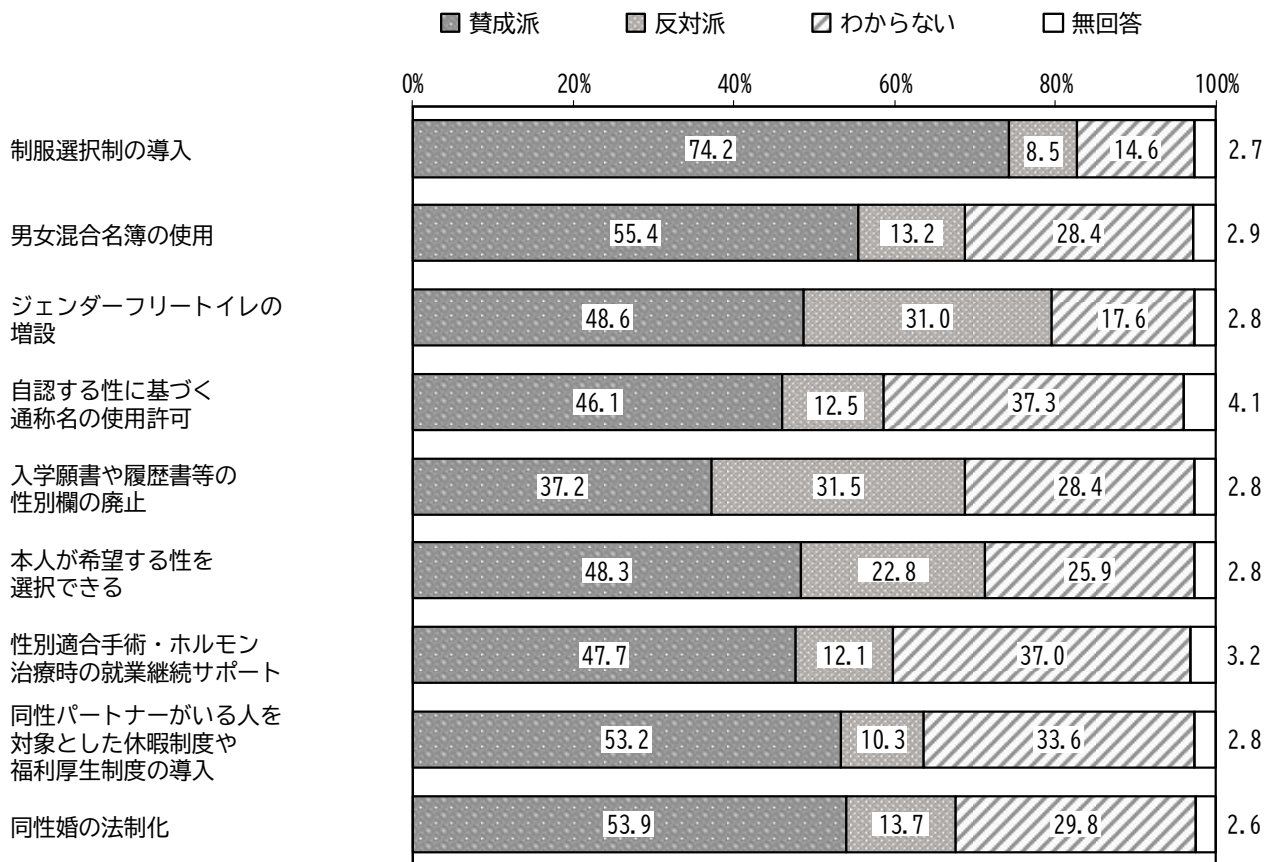
## 重点目標2 性の多様性の理解、暮らしやすい環境づくり

本市では、男女の性差や性的マイノリティに関する教育を推進し、性の多様性に対する理解促進に取り組んでいます。多様な視点を確保することは、豊かで活力ある持続可能な社会づくりに欠かせません。多様性が尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会の実現は、男女共同参画の推進にもつながるものです。

市民意識調査では、性的マイノリティに関する取組について『賛成派』がほぼすべての項目で4割を超えており、性の多様性に対する理解が着実に広がりつつある状況がうかがえます。

性的マイノリティへの理解をさらに深めるためには、引き続き周知・啓発を行い、誰もが安心して生活できる環境づくりを進めることが重要です。教育や地域活動など身近な場面において、多様性を認め合う意識を醸成するとともに、市や地域が一体となって支援体制を整備していくことが求められています。

性的マイノリティに対する取り組みへの考え方（佐賀市：市民）（N=848）



※ 『賛成派』は「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計  
 『反対派』は「どちらかといえば反対」と「反対」の合計

## 施策1 ダイバーシティ（多様性）を認め合う意識の醸成

市民一人ひとりが多様な価値観や生き方を理解し、互いを尊重し合う意識を育むことで、多様性を認め合える地域社会の形成を目指します。

事業		担当課
106	市報やホームページ等の各種媒体を活用し、ダイバーシティ（多様性）に関する情報の提供や、講座等を開催し、市民一人ひとりが互いの多様性を認め、尊重する意識を醸成する。	男女共同参画課
107	同性カップル等が自治体に宣誓し、行政サービス上の配慮を受けられるパートナーシップ宣誓制度について周知する。	男女共同参画課 人権・同和政策課

## 施策2 性の多様性の尊重

性の多様性を尊重した誰もが安心して暮らせる環境づくりに向けて、市民や市職員の理解を高め、多様な個性と能力を十分に発揮できる環境の整備を図ります。

事業		担当課
107	講座・研修において性の多様性への理解を促進する。 【数値目標】性の多様性についての研修参加者数 102人（R6）⇒250人（R12）	男女共同参画課 人権・同和政策課
108	生物学的性差と社会的性差及び性の多様性について児童生徒への理解を促す。	学校教育課
109	窓口や電話による相談対応や、相談内容に応じて関係機関との連携を強化し、多様な性に関する不安や悩みに寄り添う相談体制の充実を図る。	男女共同参画課 健康づくり課
110	性的指向・性自認に関する悩みを受け止める専門相談窓口について周知する。	男女共同参画課 人権・同和政策課
111	市職員に対する研修等を通して、性の多様性や環境整備の重要性について、全職員の理解を深める。	人権・同和政策課
112	保護者に対して、児童生徒に対する正しい性教育の必要性について説き、学校と家庭の双方から児童生徒の理解を促進する。 【数値目標】「男女の性」「性的少数者(LGBTs)」等について掲載した便り等を発行した学校数 小学校：22校／35校、中学校：13校／18校（R6） ⇒市立全小・中学校（R12）	学校教育課
113	学校において性の多様性に配慮した環境整備を図る	学校教育課

### 施策3 メディア・リテラシーの向上

誰もが安心して情報に触れられる社会の実現に向けて、メディアにおける性別に配慮した表現を推進するとともに、メディア・リテラシーを高める啓発を行い、青少年をはじめ市民の安全と多様性への理解促進を図ります。

事業		担当課
114	市報やホームページ等の各種媒体において、性別に配慮した表現を行う。	広報課
115	インターネットやスマートフォン等の有害サイトに巻き込まれないようメディア・リテラシーについて啓発を行う。 【数値目標】メディア・リテラシーを扱った講座等の受講者数 712人(R6) ⇒850人(R12)	男女共同参画課 人権・同和政策課
116	小・中学校における情報モラル教育の充実を図り、パソコンや携帯電話に侵入する有害情報への適切な対処法についての学習を推進するとともに、SNSを介した青少年の性被害やインターネット・スマートフォン等に起因するトラブルの未然防止に向けた啓発活動を行う。	学校教育課 社会教育課

### 重点目標3 家庭や学校・地域における性別にとらわれない教育・学習の充実

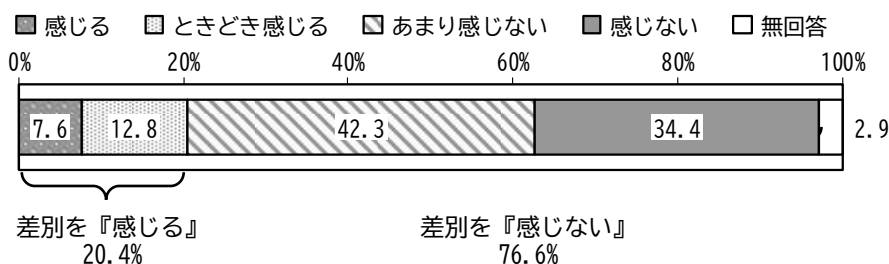
家庭や学校・地域での教育は、人格形成の過程において、性別による固定的な役割分担にとらわれない意識を育み、男女が対等な関係を築くための基盤となるものです。佐賀市では、学校における教育活動を通じて、こどもたちに男女平等意識の醸成に取り組み、男女相互の協力や互いの性を理解することの大切さを伝えてきました。

中学2年生を対象とした意識調査では、学校生活の中で男女の差別を「感じない」または「あまり感じない」と回答した割合は約8割を占める一方で、約2割が差別を感じている状況が明らかになっています。そのうち、差別を感じる理由として「先生の対応」を挙げた割合が約5割となっています。

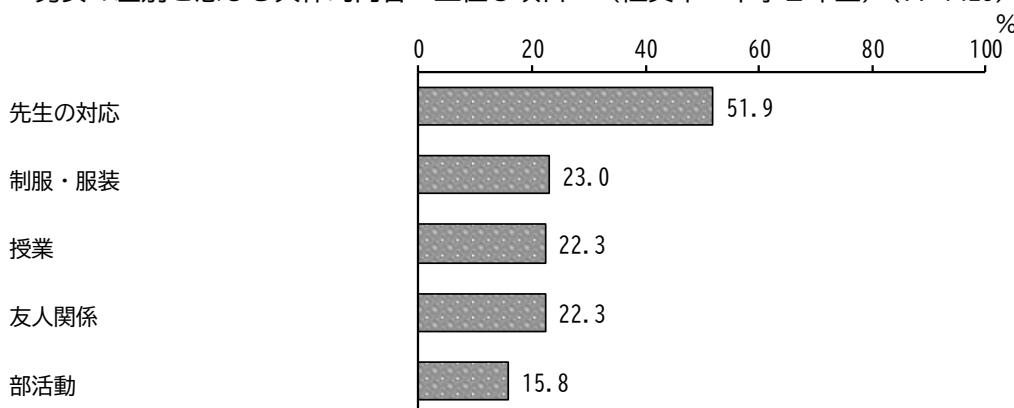
学校や家庭等のさまざまな教育活動全体を通じて、男女平等意識の醸成や、性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれることなく、男女がともに参画できる環境を整備していく必要があります。特に、学校現場においては、無意識の思い込みに基づく男女への対応の違いをなくすため、教職員への意識啓発を一層推進することが重要です。

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みへの理解を深め、児童生徒の性別にかかわらず公平に対応できる教育環境を整えることが求められています。

学校生活の中で、男女の差別を感じるものの有無（佐賀市：中学2年生）（N=1428）



男女の差別を感じる具体的な内容＜上位5項目＞（佐賀市：中学2年生）（N=1428）



## 施策1 家庭や学校・地域社会におけるジェンダー平等教育の推進

性別にとらわれず、すべてのこどもが自分らしく成長できる環境を整えるため、家庭・学校・地域におけるジェンダー平等教育を推進します。市民向けの講座や保育・教職員研修において男女の人権を取り上げるとともに、中学生への授業実施や教職員への研修を通じて、進路・生徒指導における固定的な性別役割意識の見直しを図ります。

	事業	担当課
117	人権ふれあい学級等において、男女の人権を取り扱う。 【数値目標】男女の人権を取り扱った人権ふれあい学級等の受講者数 421人(R6) ⇒500人(R12)	人権・同和政策課
118	教育・保育従事者研修会において、すべてのこどもの人権を取り扱う。	保育幼稚園課
119	中学生に対して、男女共同参画に関する授業を実施する。 【数値目標】「男女共同参画社会へ」を活用した授業の実施校 17校/18校(R6) ⇒市立全中学校/年(R12)	学校教育課
120	小中学校の教職員研修において、男女平等教育を取り扱い、固定的な性別役割分担の見直しや無意識の偏見などについての研修を行う。 また、性別にとられない進路指導や生徒指導を行うように支援する。 【数値目標】教職員向け男女平等教育研修実施校 小学校：35校/35校、中学校：17校/18校(R6) ⇒市立全小・中学校(R12)	学校教育課
121	小中学生の保護者向けに、固定的な性別役割分担の見直しや無意識の偏見について啓発を行う。	学校教育課

## 基本方向Ⅱ さまざまな分野で女性が参画できる環境づくり

### 【基本的な考え方】

男女が社会の一員として互いを認め合い、男女が対等な立場で個性や能力を発揮し、誰もがやりがいを持って働き続けられる社会を実現するためには、性別にかかわらず支え合いながら活躍できる環境を整えることが重要です。

とりわけ、家庭・学校・地域社会など身近な場面で男女が対等に参画すること、災害時に男女双方のニーズに配慮した防災体制を構築すること、そして政策や方針決定の場に女性が十分に参画することは、ジェンダー平等社会の形成に不可欠です。

本市では、男女共同参画の推進に向け、男性の家事・育児・介護への積極的な参画を促すとともに、誰もが安心して働き、地域で活躍できる環境づくりを進めています。

また、令和7年10月の市議会議員選挙では、女性議員の割合が令和3年時の16.7%から27.8%へと大幅に増加しました。重要性が増す政治分野や防災分野においては、男女共同参画の視点を取り入れた取組が求められており、引き続き女性の参画拡大を図っていきます。

これらの取組を通じて、家庭・地域における役割分担の見直しや防災における男女双方の視点の反映、政策・方針決定過程への女性の参画を進め、ジェンダー平等と持続可能な社会を実現するための基盤づくりを行います。

### 【成果目標】

	指標	基準値	目標値
1	女性の審議会等への参画率（法令に基づく各種審議会・委員会等）	45.0% （令和6年度）	50.0% （令和12年度）
2	市議会議員に占める女性の割合	27.8% （令和7年度）	33.3% （令和12年度）
3	家事を1日1時間以上行う人の割合の男女差（平日）	52.2% （令和6年度）	41.2% （令和12年度）
4	地域や社会活動の場で男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	27.7% （令和6年度）	34.6% （令和12年度）

※資料：1、2 男女共同参画課調べ 3 市民意向調査 4 男女共同参画に関する市民意識調査

## 重点目標1 家庭や学校・地域社会における男女共同参画の推進

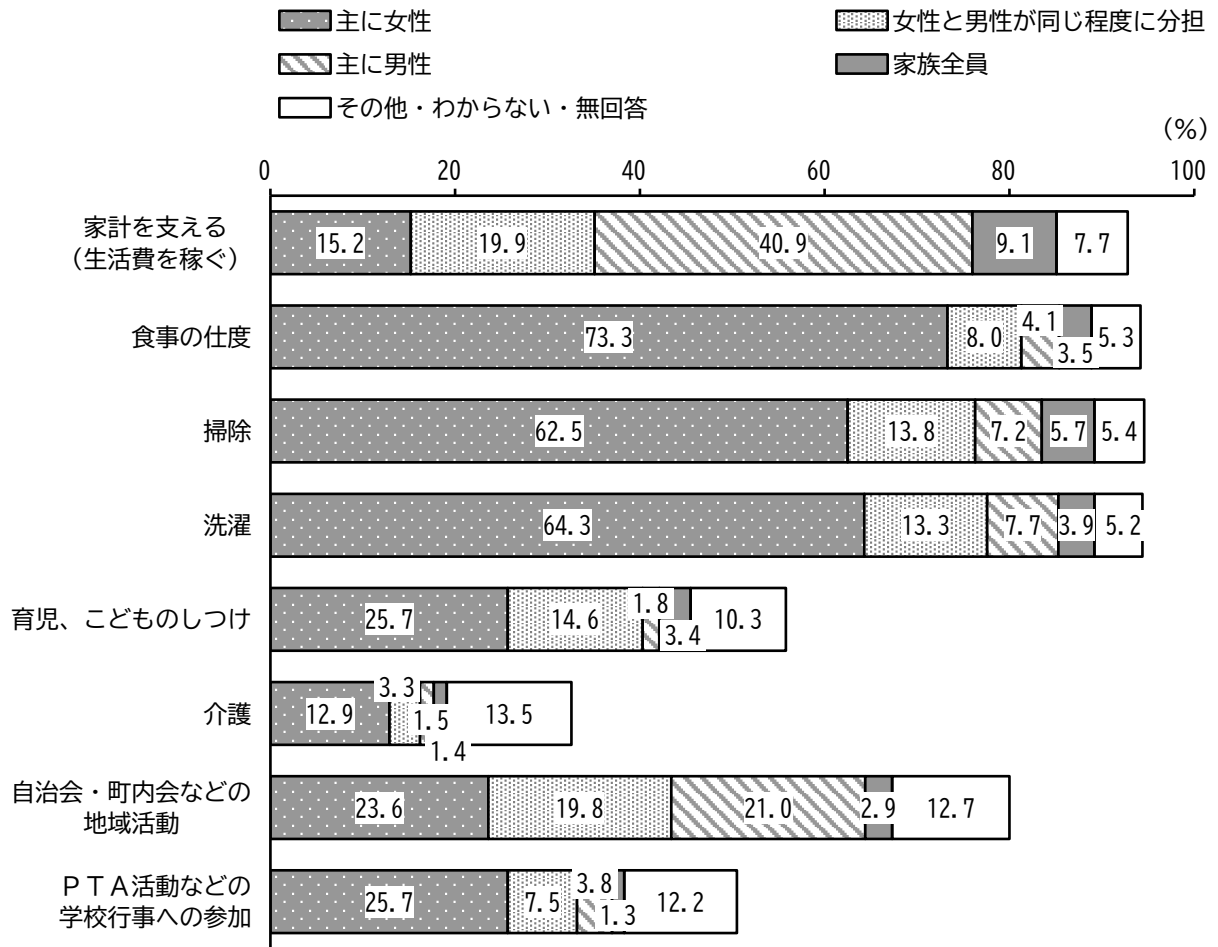
1980年代には、共働き世帯数は専業主婦世帯数を下回っていましたが、1990年代半ばには逆転し、現在では3倍以上となっています。しかしながら、家庭生活での役割は、依然として女性の負担が大きく、従来の慣習や意識、価値観は根強く残っており、男女共同参画の考え方は十分に浸透していないのが現状です。

本市では、家事・育児・介護を家族全員で協力して担う意識を高めるため、男女の固定的な性別役割分担を解消することを目的に、啓発活動や父と子の料理教室など家庭で実践に繋がる講座を開催しています。

市民意識調査では、家事（食事の支度、掃除、洗濯、子育て、介護）は主に女性に偏り、仕事の役割は男性に集中しているという結果が出ています。家庭内での役割分担が依然として偏り、固定的な性別役割分担は解消されていません。

家庭内の固定的な役割分担を変えていくためには、男女が共に家庭責任を担う意識を広げることが不可欠です。佐賀市では、今後も啓発活動や講座を通じて、家事・育児・介護を性別に関わりなく協力して行う重要性を伝え、固定的な性別役割分担を解消していくことが求められます。これにより、男女が家庭内で平等に協力し合い、社会全体で男女共同参画が進むことが期待されます。

家庭内の役割分担状況（佐賀市：市民）（N=848）



資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査

## 施策1 家庭（家事・育児・介護等）におけるジェンダー平等の促進

家庭でのジェンダー平等を推進するため、特に男性の積極的な参加を促し、家庭内での固定的な性別役割分担の見直しと協働による家庭づくりを推進します。

	事業	担当課
201	家事・育児・介護に関する啓発や講座を通し、男性の家事・育児・介護の参加を促進する。	男女共同参画課
202	妊娠届出時に夫婦が協力して子育てに取り組む意識の醸成を図る啓発を行うとともに、子育て支援センターゆめ・ぼけっとで実施する「プレママ・パパサロン」や「チャレンジ沐浴体験」等を紹介し、子育てへの理解を深める機会を提供する。また、父親の育児参加を促進することで、男女がともに子育てに関わる環境づくりを推進する。 【数値目標】プレママ・パパサロン男性参加者数 170人（R6）⇒170人（R12）	こども健康課 保育幼稚園課

## 施策2 学校・地域社会におけるジェンダー平等の促進

学校や地域社会におけるジェンダー平等の実現に向けて、公民館と連携し、男女共同参画の視点を取り入れた講座を実施し、誰もが尊重される地域づくりを推進します。

	事業	担当課
203	地域における男女共同参画の推進を図るため、公民館と連携し、男女共同参画の視点に基づいた各種講座の実施を通じて、住民の理解と意識の向上に努める。 【数値目標】男女共同参画に基づく講座を開催した公民館数 30館／32館（R6）⇒32館／32館（R12）	男女共同参画課 社会教育課
204	地域団体役員への女性の参画を促進する。	男女共同参画課

## 重点目標2 防災における男女共同参画の推進

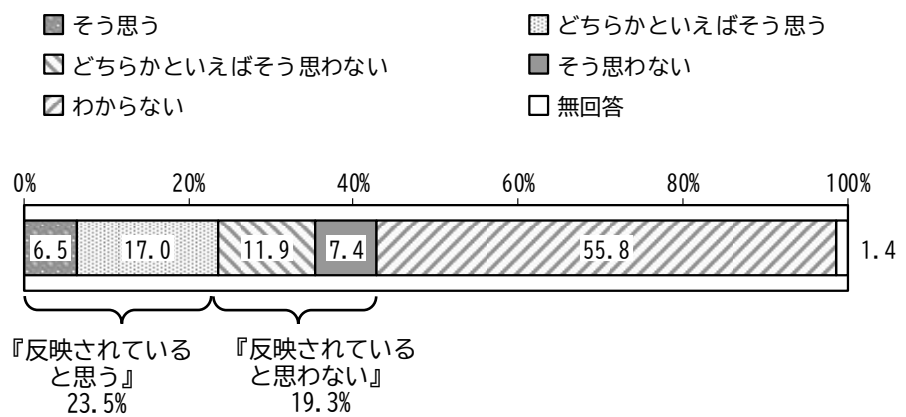
近年、九州北部豪雨や熊本地震などの大規模災害が頻発し、すべての市民の生活が脅かされています。災害時には、男女それぞれが受ける影響に差があり、特に女性は避難所や災害復興過程で、男性とは異なる状況や配慮が必要とされます。そのため、地域防災や災害復興においては、ジェンダー平等の視点を促し、災害に強い地域づくりを進めるため、女性が意思決定過程に参画することが不可欠です。

市民意識調査では、防災活動に女性の考えや意見が反映されているかについて「わからない」と回答した人が55.8%、さらに『反映されていると思わない』（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）とする回答も19.3%に達しており、現状では女性視点が十分に取り入れられていないことが明らかです。

災害対応においては、男女が受ける影響に違いがあるため、それぞれに適切な配慮を行うことが必要です。特に避難所での生活をはじめ、災害時の対応には、ジェンダー視点に十分に配慮した対応が求められます。

防災分野における女性の参画を進め、その意見を防災計画や活動に反映させることが重要です。女性が意思決定過程や現場に参画することで、より多角的で実効性の高い支援が可能になります。今後、防災活動に女性の視点を活かす取り組みや啓発活動をさらに強化し、災害対応をより包括的かつ効果的にするための施策を進める必要があります。

防災活動に女性の意見が反映されていると思うか（佐賀市：市民）（N=848）



## 施策1 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災の推進

災害に強い地域社会の構築に向けて、防災分野における男女共同参画を推進するため必要な対策に取り組み、多角的な防災力の強化を目指します。

	事業	担当課
205	地域での防災や避難活動に対して女性の視点を反映できるよう、活動の担い手やリーダーとして、女性の参画を進めていく。	危機管理防災課
206	佐賀市防災会議における女性委員数の増加を図る。 【数値目標】佐賀市防災会議における女性委員数 17.7% (R6) ⇒25.0% (R12)	危機管理防災課
207	女性消防団員の加入、育成指導の促進を図る。 【数値目標】佐賀市消防団における女性消防団員数 79人 (R6) ⇒94人 (R12)	危機管理防災課
208	避難所において、女性など多様な人が安心して過ごせる場の確保及び国の基準（スフィア基準）等に対応した備蓄品の整備を図る。	危機管理防災課
209	防災訓練において女性など多様な人の参加促進を図る。	危機管理防災課
210	女性など多様な視点をふまえた防災に関する啓発を行う。 【数値目標】女性など多様な視点をふまえた防災講座の開催回数 5回 (R6) ⇒1回以上/1年 (R12)	男女共同参画課 人権・同和政策課

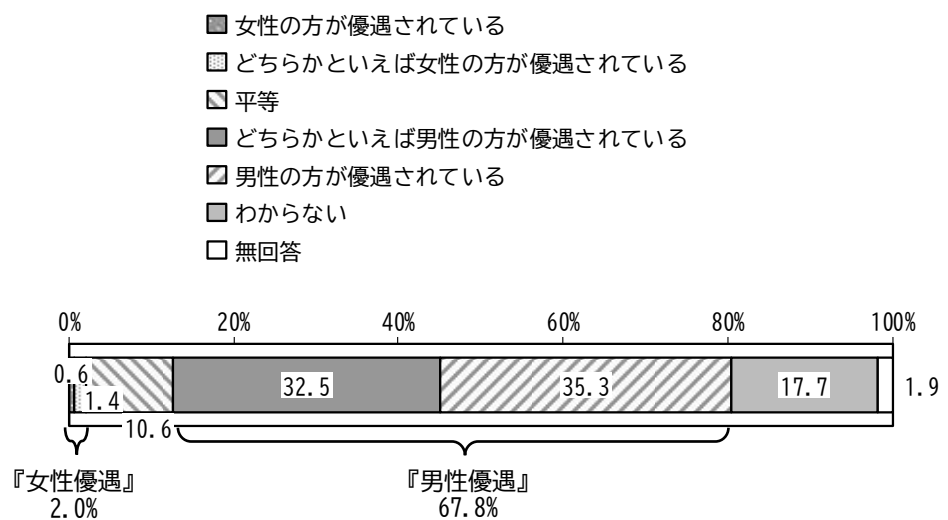
### 重点目標3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

政策や方針の決定過程に女性が参画することは、多様な視点を生かし、公正で活力のある社会を実現するために不可欠です。佐賀市では、審議会や委員会などの政策決定の場における女性の参画率が、第4次佐賀市男女共同参画計画の目標値43.0%以上に対し、令和6年度時点で45.0%に達し、目標を達成しています。しかし、市民意識調査では、政治の場での男女の地位の平等感について『男性優遇』（「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と答えた人が過半数を占めており、意思決定の場における男女間の不均衡が依然として存在していることが明らかとなっています。

市の審議会や委員会などには、女性の参画が目標値に達していないものもあります。引き続き、女性委員の登用を進め、男女比のバランスに配慮した取り組みを強化することが必要です。また、方針決定過程における女性の参画促進に向けて、その意義と効果について広く周知・理解を図るとともに、施策を推進することが重要です。

これらの取り組みを通じて、意思決定過程における多様な視点を反映させ、より公正で活力のある社会を実現するための基盤を強化していく必要があります。女性の参画率向上に向けた積極的な取り組みを行い、よりバランスの取れた政策や方針が形成されることにより、社会全体の公正性が高まることが期待されます。

政治の場での男女の地位の平等感（佐賀市：市民）（N=848）



## 施策1 政治分野におけるジェンダー平等の促進

政治分野における女性の参画を促すため、市民の関心と理解を深め、男女共同参画の重要性を共有し、政治参加の促進と多様な声が反映される社会づくりを目指します。

事業		担当課
211	政治分野における男女共同参画の推進に向けて、他の機関と協力しながら、現状や取組状況の周知を図るとともに、市民の関心と理解の促進に努める。	男女共同参画課
222	政治を身近に感じ、将来の投票参加を促すため、小・中・高校生等を対象とした出前授業や模擬投票を実施する。	選挙管理委員会

## 施策2 女性の審議会等への参画の促進

政策や方針決定の場に多様な視点を反映させるため、幅広い分野の女性の人材発掘と育成に努め、意思決定の場への女性の参画を促します。

事業		担当課
223	専門知識を有する女性を広く発掘し、女性人材リストを充実させ、審議会等意思決定過程への女性の参画を促す。 【数値目標】女性人材リスト登録者数 86人(R6) ⇒96人(R12)	男女共同参画課
224	各種審議会・委員会等への女性委員の登用を促進する。	男女共同参画課

## 基本方向Ⅲ だれもが共に働きやすい環境づくり

「佐賀市女性の活躍に関する推進計画」

### 【基本的な考え方】

性別に関わらず、経済的に自立し、生きがいを持って働ける就労機会の確保と働きやすい環境づくりが必要です。これまで、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」の改正などにより、制度面での男女平等は進展してきましたが、現実には賃金格差や職種、雇用形態、管理職への登用など、働く女性を取り巻く就労環境には、未だ多くの課題があります。

ワーク・ライフ・バランスに対する企業や個人の理解は広がりつつありますが、「仕事中心」の文化が根強く残っており、生活全体のバランスを取ることが難しいという現状もあります。

本市では、若者支援プロジェクトを立ち上げ、就職、結婚、出産、子育てなど「人生のラッシュアワー」を迎える若者世代が、自分らしいライフコースを選択できるように支援しています。若者がキャリアと子育てを両立させるための環境整備を進めるとともに、社会が若者に寄り添うような施策を展開する必要があります。

さらに、多様な生き方を尊重し、誰もが自分らしいライフスタイルを選択できる社会を実現するため、企業・事業所における働き方改革を支援します。特に、ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、仕事と家庭・地域活動の両立を可能にすることで、すべての人が安心して働き、暮らせる環境を整備していきます。

### 【成果目標】

指標		基準値	目標値
1	ワーク・ライフ・バランスの満足度	46.6% (令和6年度)	55.0% (令和12年度)
2	「くるみんマーク」の認定を受けた市内事業所数	18事業所 (令和6年度)	25事業所 (令和12年度)
3	女性従業員が能力を十分発揮できるように取り組んでいる事業所の割合	91.7% (令和5年度)	100% (令和10年度)
4	男女の雇用形態における正規雇用者の割合の差	22.3ポイント (令和6年度)	20.0ポイント (令和12年度)
5	庁内の女性管理・監督職の登用率	24.3% (令和6年度)	29.3% (令和12年度)

※資料：1、4 男女共同参画に関する市民意識調査 2 佐賀労働局公表値 3 男女共同参画に関する事業所意識調査 5 人事課調べ

## 重点目標1 事業所における男女共同参画の推進

本市では、男女の機会均等の確保や働きやすい職場環境づくりを進めるため、事業所への啓発や情報提供に取り組んでいます。しかし、事業所意識調査では、女性管理職が「10%未満」の事業所が約8割を占めており、管理職層における女性の参画は低い水準にあります。

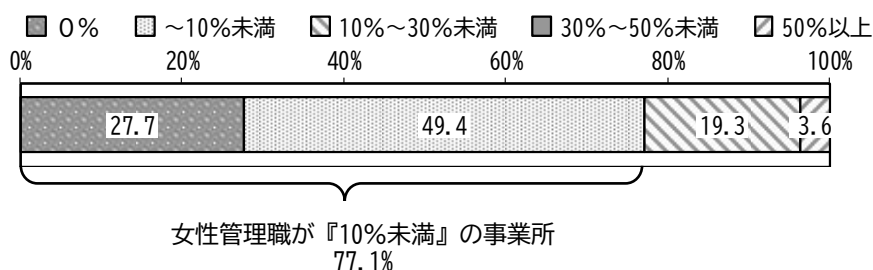
また、一般事業主行動計画を策定していない事業所が約4割にのぼり、働き方改革や女性活躍推進に向けた体制整備が十分進んでいない状況が見受けられます。さらに、県内事業所における女性の賃金水準は男性の約6割にとどまっており、男女間の待遇差も解消されていない状況です。

男女がともに能力を発揮し、対等に参画できる職場環境を実現するためには、事業所における機会均等の意識をさらに高める必要があります。特に、女性管理職の登用が進まない現状を踏まえれば、ポジティブ・アクションの実施を含め、組織として女性活躍を推進する姿勢が求められます。

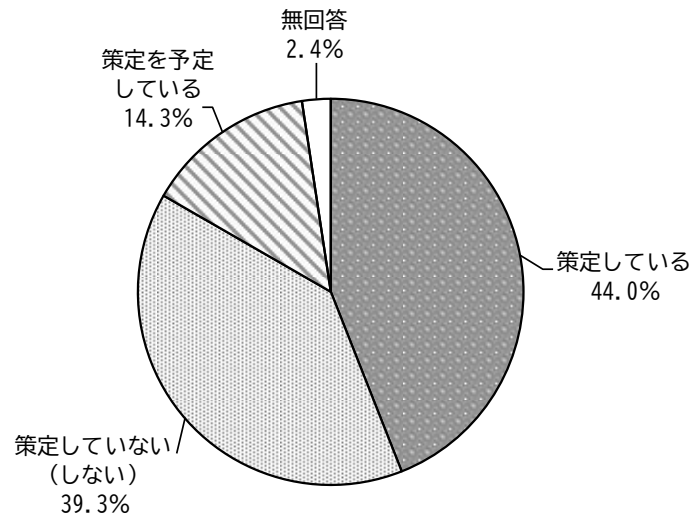
また、賃金格差の是正に向けては、事業所が主体的に取り組みを進められるよう、職場の環境整備に関する周知・支援を充実させることが必要です。

さらに、仕事と家庭生活の両立支援や柔軟な働き方を推進するため、事業所内での働き方改革をより実効性の高いものへと発展させ、女性も男性も安心して働き続けられる環境づくりを進めていくことが重要です。

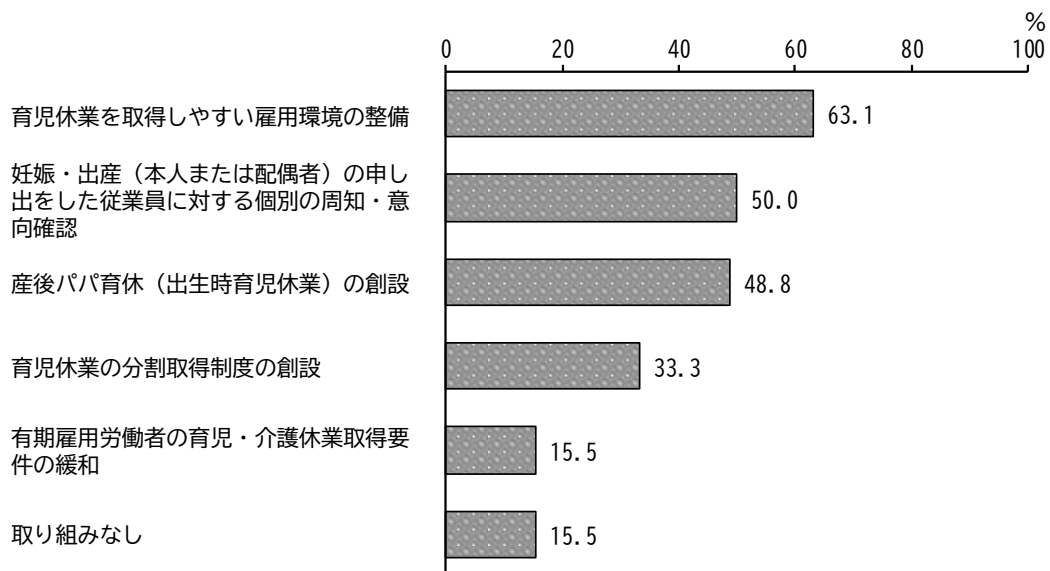
女性管理職の割合（佐賀市：事業所）（N=84）



一般事業主行動計画の策定の有無（佐賀市：事業所）（N=84）



仕事と育児の両立支援の取り組み<上位5項目>（佐賀市：事業所）（N=84）



## 施策1 男女の機会均等及び賃金格差の是正

事業所における男女の対等な参画機会の確保と仕事と家庭の両立支援を推進します。女性が働きやすい職場づくりを進めている事業所を協賛事業所として登録し、官民の連携を深めながら、事業主に対してポジティブ・アクション等の取り組みを推進し、環境整備に取り組みます。

事業		担当課
301	事業所において男女が対等に参画する機会の確保に努めるとともに仕事と家庭生活の両立ができるように啓発を行う。 【数値目標】佐賀市男女共同参画推進協賛事業所数 266事業所(R6) ⇒341事業所(R12)	男女共同参画課 経済政策課
302	えるぼし・プラチナえるぼしの認定取得に向けた情報提供を行う。	男女共同参画課 経済政策課
303	事業主に対し、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)をはじめ、男女共同参画の取り組みの必要性について周知・啓発を行う。	経済政策課
304	事業主や労働者に対して、男女雇用機会均等、職業訓練に関する内容の広報を行う。	経済政策課

## 重点目標2 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた多様で柔軟な働き方の推進

ワーク・ライフ・バランスの実現は、誰もが仕事と生活を調和させながら、多様な生き方を選択できる社会づくりに欠かせません。

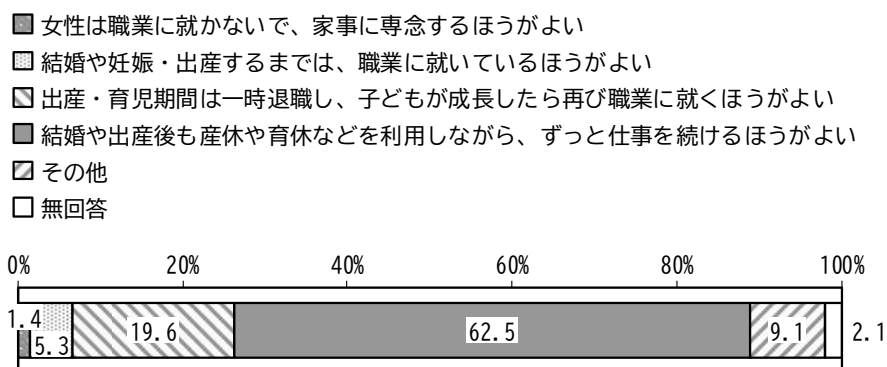
市民意識調査では、女性が職業を持つことへの意識は、「結婚や出産後も産休・育休を利用しながら働き続けるほうがよい」と考える人が6割を超えており、就労継続への理解は広がっています。

一方で、夫婦のキャリアに関する考え方では、「配偶者・パートナーのキャリアを優先する」と答えた割合が女性は男性の5倍以上となっており、女性の就労が非正規や短時間勤務に偏りやすい背景の一つとなっています。

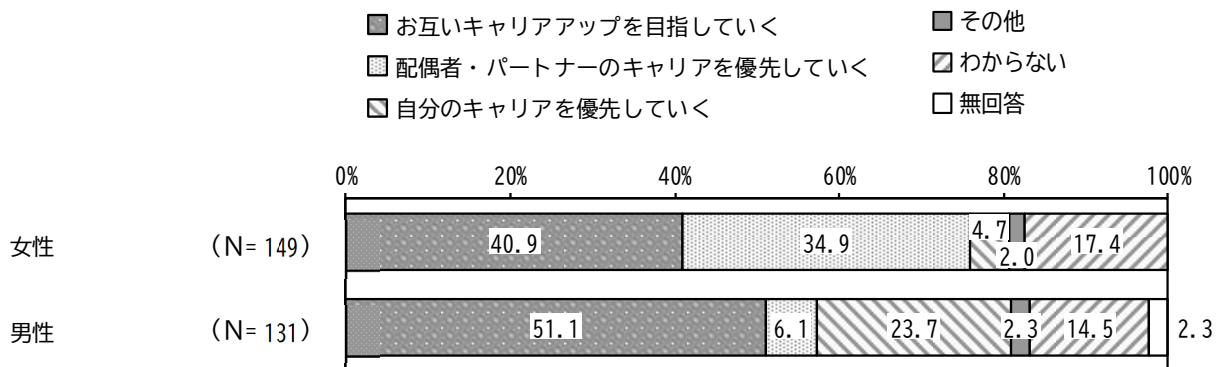
男女ともに「正規職員として働くこと（フルタイム・短時間勤務を含む）」を理想と考える傾向があるものの、現実には非正規雇用として働く人が少なくありません。こうした状況を踏まえると、男女がともに仕事と家庭を両立できる環境を整えるためには、柔軟な働き方を可能にする制度整備と、性別役割分担意識の見直しの両面からの取り組みが求められます。

特に、共働き世帯が増加する現在、家事・育児・介護を家庭内で公平に分担しようとする意識を男女双方に広げることが重要です。また、柔軟な働き方の推進や保育・介護サービスの充実を図ることで、女性の就労継続やキャリア形成を支える環境づくりを進めていく必要があります。

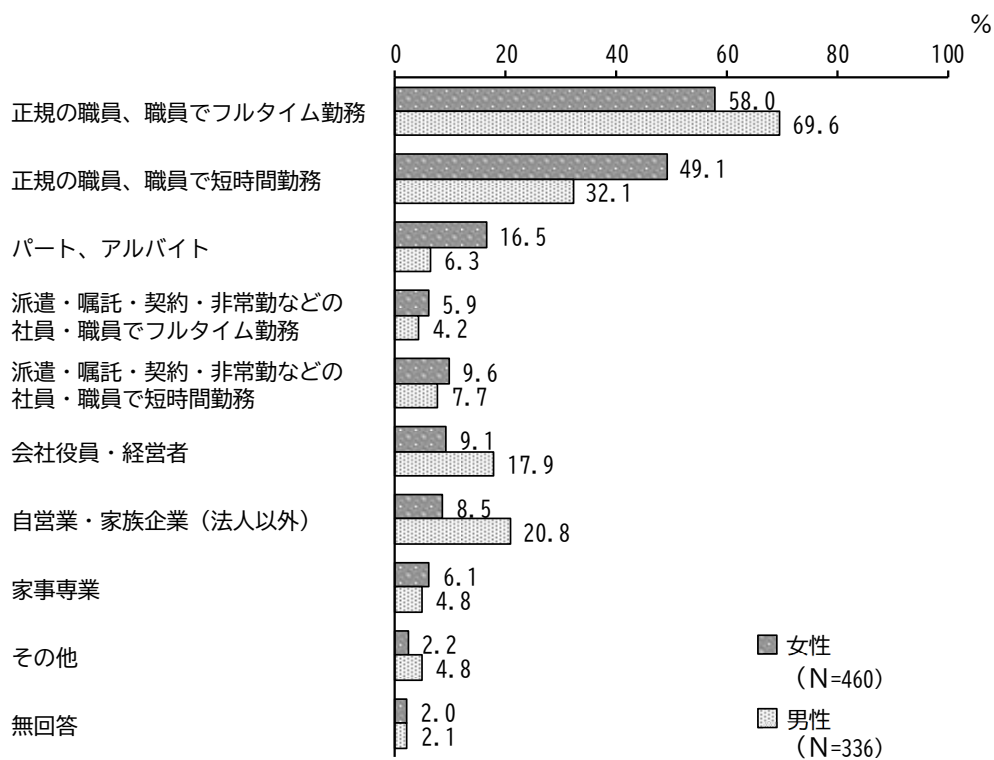
女性が職業をもつことへの意識（佐賀市：市民）（N=848）



夫婦のキャリアに関する考え方（佐賀市：市民）（N=280）



理想とする就労形態（佐賀市：市民）



## 施策1 ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、事業主や労働者に対して理解と推進を図ります。男女の意識改革や男性の育児休暇取得啓発も強化し、女性の能力発揮とともに多様で柔軟な働き方を推進します。

事業		担当課
305	事業主や人事担当者に対し、ワーク・ライフ・バランスの更なる推進を図る。	男女共同参画課
306	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、事業所に対し一般事業主行動計画の策定を促す。	男女共同参画課
307	事業主や労働者に対して、ワーク・ライフ・バランスの促進に関する啓発を行う。	男女共同参画課 経済政策課
308	地元企業・事業所の取組事例を紹介し、横展開を促進する。	男女共同参画課 経済政策課
309	市内の企業・事業所に向けて、育児休業や看護休暇等、また学校行事やこどもに係る地域活動等に参加するための「まなざし休暇」の取得などを働きかけ、性別に関わらず子育てしやすい職場の環境づくりを促進する。	社会教育課

## 施策2 女性の就業環境の改善

就労を希望する女性が能力を発揮して働くために必要な情報提供等を行い就業のための支援を行います。

事業		担当課
310	ハローワーク等の関連機関と連携して、就労を希望する女性等に対し必要な情報提供や相談窓口の広報を行う。	経済政策課
311	起業をめざす人に対し、起業に関する情報や学習機会の提供などの支援を行う。	経済政策課
312	地域における就労・起業・相談支援の拠点を整備する。	経済政策課
313	保育人材を確保することで安心してこどもを預けられる環境を整備する。	保育幼稚園課

### 施策3 子育て支援体制の充実

男女がともに働き続けることができるよう子育て支援に関する情報発信や環境整備を進めます。

	事業	担当課
314	在留外国人対象の子育て支援事業を開催し、保育者間の交流・情報交換の場にする。 【数値目標】在留外国人対象の子育て支援事業開催数 4回（R6）⇒4回／1年（R12）	国際課
315	こども施策のDX化によって、こどもや子育て家庭などが必要な情報に素早く、簡単にアクセスでき、様々な行政手続をストレスなく行うことができる環境を整備する。	こども政策課 こども家庭課 保育幼稚園課 こども健康課
316	待機児童解消に向けて実施場所や支援員の確保をするとともに、高学年までの受け入れ体制を整え、保護者が就労等により不在となる平日及び土曜日の時間に放課後児童クラブを実施する。 【数値目標】放課後児童クラブの待機児童数 43人（R6）⇒0人（R12）	こども政策課
317	小児科医院に併設した施設での病児・病後児保育事業を実施する。	こども政策課
318	こどもの成長に合わせた、子育てに関する情報を発信する。	こども政策課
319	こども家庭センターにおいて、こどもの養育や心身の発達に関する相談対応を行う。	こども家庭課
320	「ゆめ・ぽけっと」や「つくしんぼう」において、保育士や保健師等による相談指導を行う。	保育幼稚園課
321	こどものための教育・保育給付事業を実施する。 【数値目標】保育所の待機児童数 0人（R6）⇒0人（R12）	保育幼稚園課
322	保育士による地域の子育てサークルへの人的支援を行う。	保育幼稚園課
323	私立認可保育所での支援センター事業への助成を行い、未就園児とその保護者が交流する場を設ける。	保育幼稚園課
324	保護者の多様な就労形態に応じた、延長保育等を実施する。	保育幼稚園課
325	急な保育ニーズや多様な保育ニーズに対応するため、一時預かり事業や乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施する。	保育幼稚園課
326	乳幼児の健康診査を実施することにより、こどもの成長や発達を確認し、疾病や発達の特性を早期に発見して適切な治療や保健指導、支援につなげる。また、さまざまな相談に対応できるフォローアップ体制づくりに努める。	こども健康課
327	電子版母子健康手帳（さが親子手帳アプリ）の提供により、母と子の健康管理や予定管理など子育てをサポートするほか、記録内容の家族間の共有により父親の育児参画を後押しする。	こども健康課

#### 施策4 介護予防及び介護支援の充実

仕事と介護の両立を支援するため、介護家族が安心して働き続けられる環境づくりを推進します。

事業		担当課
328	介護保険の保険者である佐賀中部広域連合と連携を図りながら、地域包括支援センター（おたっしや本舗）を中心に、適切な介護サービスの利用や相談対応などを通し、介護家族に対するサポートを行う。	高齢福祉課
329	仕事と介護の両立のための制度利用促進に関する取り組みや在宅高齢者向けサービスについて、市報やホームページ等を通じて周知を行う。	高齢福祉課

#### 施策5 農林水産業等における男女共同参画の促進

農林水産業における男女共同参画を推進するため、男女が互いに能力を発揮できるような環境整備を進めます。

事業		担当課
330	農業従事者を対象に、生産・販売に関する研修会や先進地視察、消費者交流事業を行う。	農業振興課
331	漁業協同組合の協力のもと協業化を推進することにより、女性の労働条件を緩和し、より多くの社会参加ができるような環境を整える。	水産振興課

### 重点目標3 庁内(佐賀市役所)における男女共同参画推進体制の整備

本市では、企業や事業所における女性の参画拡大を促進する立場として、庁内における男女共同参画推進体制の整備を進めています。固定的性別役割分担意識の解消やジェンダー平等に対する理解促進を図り、男女共同参画に関する職員の意識向上に取り組んでいるところです。

管理監督職に占める女性割合は、第4次計画で設定した目標値25.0%に対し、令和6年度は24.3%でしたが、令和7年度に目標値を達成しました。

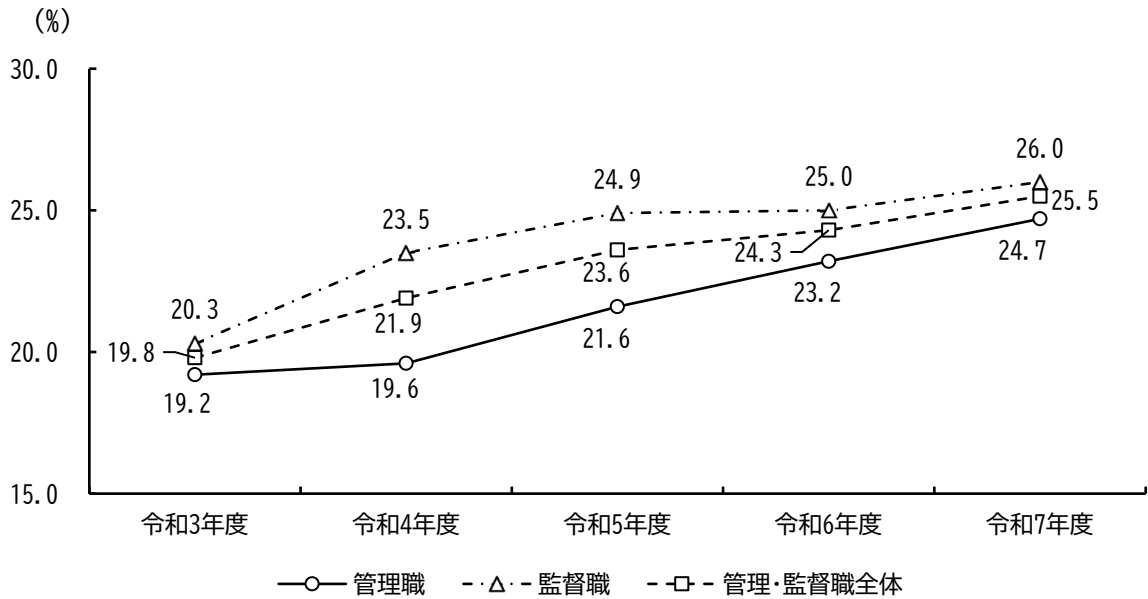
一方、ワーク・ライフ・バランスの面では、「仕事」「家庭生活」「地域活動」の現実の優先度について、「仕事優先」と回答した職員が男女とも4割程度を占め、「家庭生活優先」「仕事と家庭生活の両方を優先」といった希望との間に乖離がみられます。また、1日の平均家事時間をみると、平日・休日ともに女性の負担が大きく、家庭内の役割分担には偏りがあります。

職員意識調査で管理職への登用を希望しない理由を尋ねたところ、女性は「自分の能力に自信がない」が男性より16.2ポイント高く、「家庭生活との両立が大変」が13.7ポイント高い結果でした。女性の管理職登用をさらに進めるためには、業務の実態における男女間の不平等を是正するとともに、仕事と家庭生活の両立を支援する取組の充実が求められます。

男性の育児休業取得率は令和6年度に90.6%と高い水準となりましたが、取得期間は十分とは言えず、今後は取得期間の拡大につながる施策が必要です。

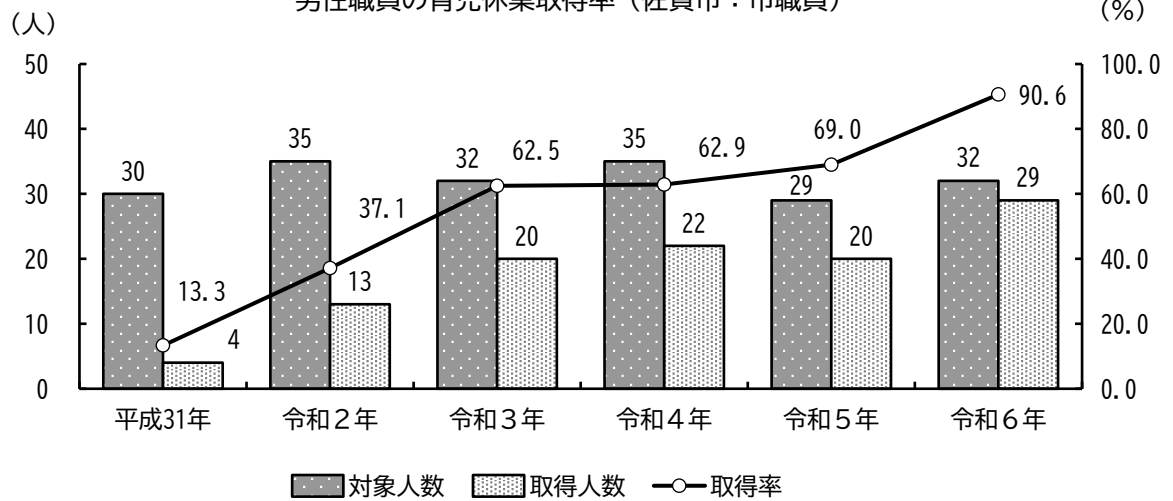
今後も庁内における男女共同参画の推進をさらに強化していくためには、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の改善や性別役割分担意識の見直しを図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進に資する制度の整備をあわせて進めることが重要です。

管理・監督職の女性の割合（佐賀市：市職員）



資料：「佐賀市人事課調べ」

男性職員の育児休業取得率（佐賀市：市職員）

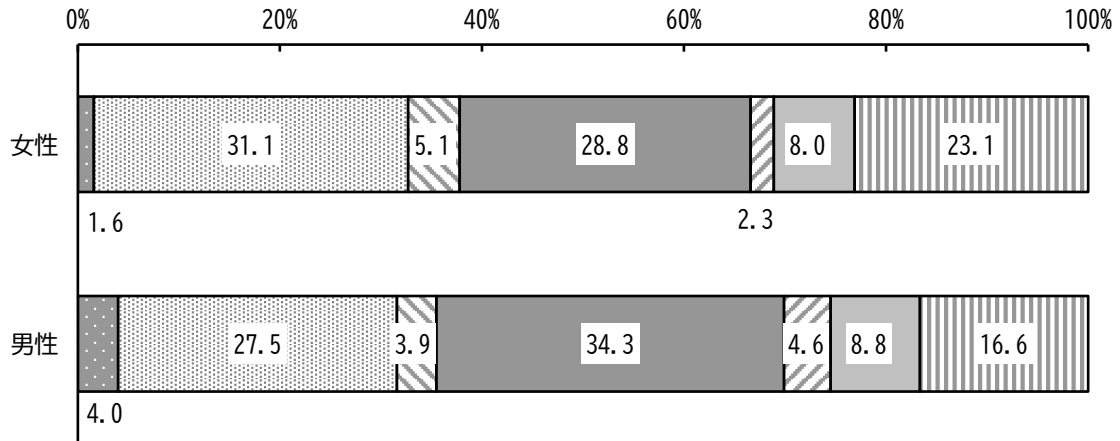


資料：「佐賀市人事課調べ」

「仕事」「家庭生活」「地域活動」の優先度について（佐賀市：市職員）

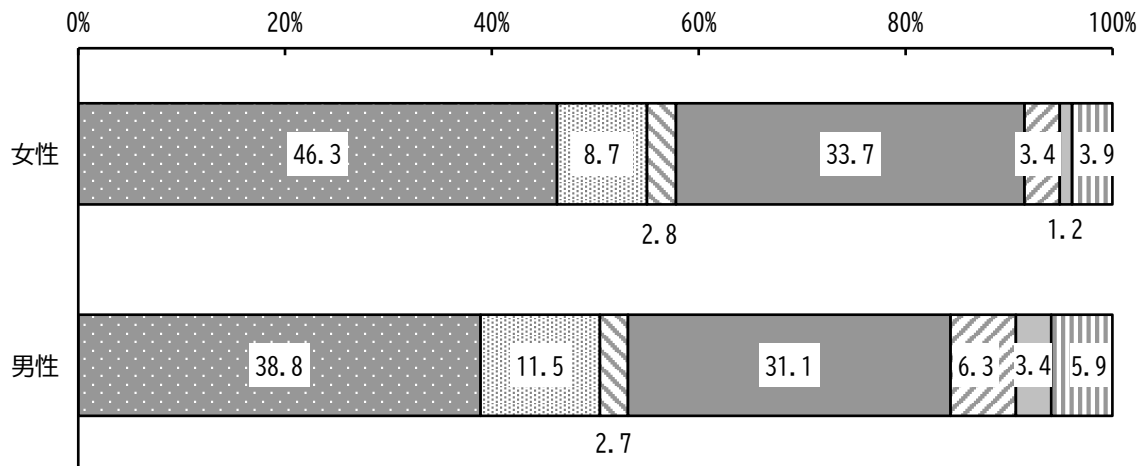
希望

- 「仕事」優先
- 「家庭生活」優先
- ▨ 「地域・個人」の活動を優先
- 「仕事」と「家庭生活」をともに優先
- ▨ 「仕事」と「地域・個人の活動」をともに優先
- 「家庭生活」と「地域・個人の活動」をともに優先
- ▨ 全て大切にしたい（している）



実態

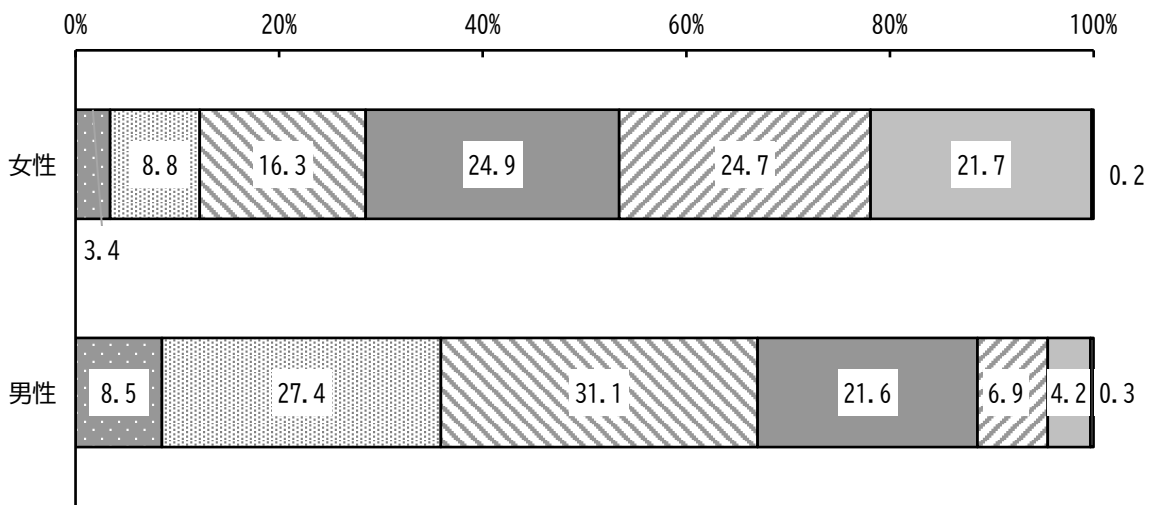
- 「仕事」優先
- 「家庭生活」優先
- ▨ 「地域・個人」の活動を優先
- 「仕事」と「家庭生活」をともに優先
- ▨ 「仕事」と「地域・個人の活動」をともに優先
- 「家庭生活」と「地域・個人の活動」をともに優先
- ▨ 全て大切にしたい（している）



1日平均の家事時間（佐賀市：市職員）

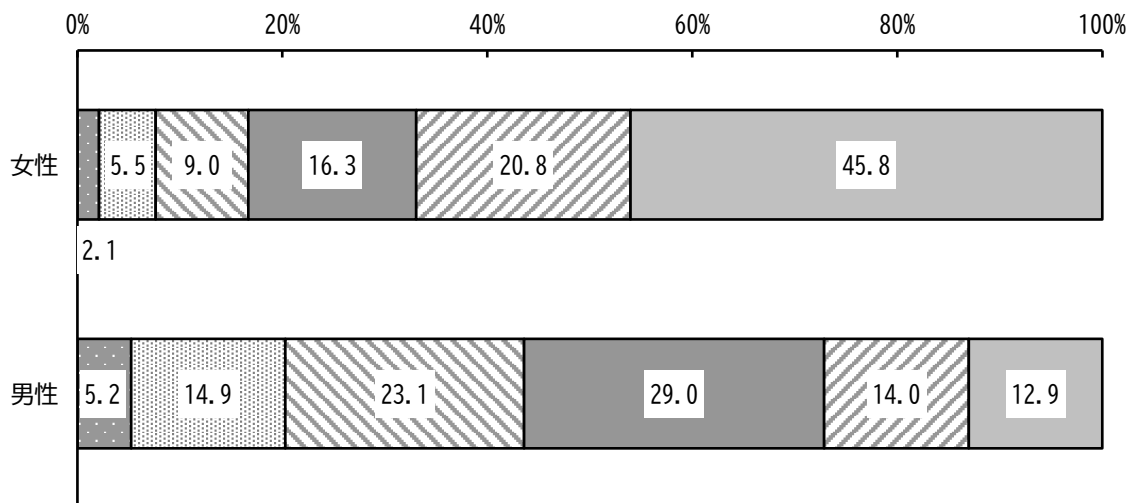
平日

- 全くしていない
- ▨ 30分未満
- ▩ 30分以上1時間未満
- 1時間以上2時間未満
- ▨ 2時間以上3時間未満
- 3時間以上
- 無回答

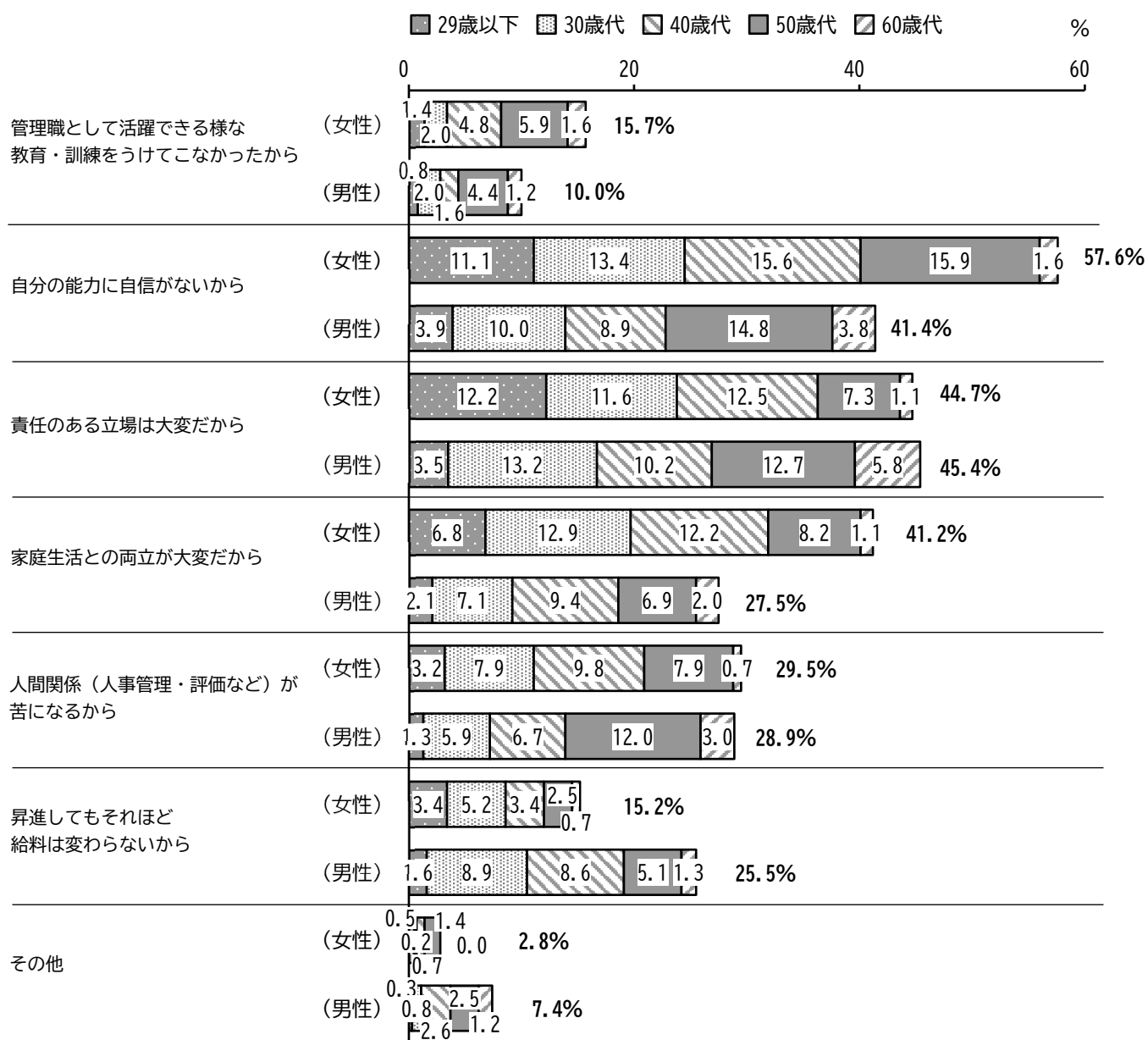


休日

- 全くしていない
- ▨ 30分未満
- ▩ 30分以上1時間未満
- 1時間以上2時間未満
- ▨ 2時間以上3時間未満
- 3時間以上



管理職への登用を希望しない理由（佐賀市：市職員）（N=1055）



## 施策1 男女共同参画についての職員の意識の醸成

安全で働きやすい職場環境を整備し、男女共同参画の推進に不可欠な相互尊重と協働の意識醸成を図ります。職員一人ひとりが男女共同参画の重要性を認識し、積極的に取り組む体制を強化します。

事業		担当課
332	各種ハラスメント防止に関する研修を実施し、ハラスメントのない職場環境づくりを行う。	人事課
333	男女共同参画情報誌「男女共同参画の窓から」を配信し、男女共同参画の意識付けを行う。	男女共同参画課

## 施策2 庁内における男女共同参画の推進

職員のワーク・ライフ・バランスを促進し、全職員が能力を最大限に発揮できる柔軟な働き方ができるよう働きやすい庁内環境の整備を図ります。

事業		担当課
334	<p>男性の育児への参画を支援するため、男性育休取得率100%を目指し、取得期間の拡大を推進に取り組み、こどもと過ごす時間の拡充を図る。</p> <p>【数値目標】男性育児休業取得率 90.6% (R6) ⇒ 100.0% (R12)</p> <p>【数値目標】2週間以上の男性育児休業取得率 81.3% (R6) ⇒ 100.0% (R12)</p>	人事課
335	<p>職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、「子どもへのまなざし運動」の一環として、「まなざしメール」を配信し、毎週水曜日、金曜日のノー残業デーにおける定時退庁を促進する。</p> <p>また、管理監督者の意識啓発や事業の見直し、AI・RPAなどDXツールの導入による事務の効率化等により時間外勤務の縮減に取り組む。</p> <p>【数値目標】年次休暇の平均取得日数 14.8日 (R6) ⇒ 16.0日 (R12)</p> <p>【数値目標】一月あたりの時間外勤務の平均実施時間 13.6時間 (R6) ⇒ 10.0時間 (R12)</p>	人事課 DX推進課 社会教育課
336	全職員が十分な能力を発揮することができるよう、フレックスタイム制やテレワーク等の柔軟な働き方を推進する。	人事課
337	ワーク・ライフ・バランスの推進につなげるため、こどもが保護者の職場を見学する「こども参観日」を市役所で実施する。	人事課

### 施策3 庁内における女性活躍の推進

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、特定事業主行動計画を周知し、職員の意識と意欲向上を目指し、職場全体で性別に関係なく職員が活躍できる環境づくりに取り組みます。

事業		担当課
338	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく、特定事業主行動計画を公表し、計画の内容を推進する。	人事課
339	職員の意識と意欲の向上を図るため、男女ともに職員の活躍推進のための研修等を実施するとともに、管理・監督職に対しては、職員の育成を支援する視点の意識形成を促進し、職場全体で性別に関係なく職員が活躍できる環境づくりに取り組む。	人事課 男女共同参画課

## 基本方向Ⅳ》安全・安心で自分らしく暮らせる環境づくり

### 【基本的な考え方】

暴力は重大な人権侵害であり、いかなる場合も決して許されるものではありません。

ジェンダー平等社会の実現には、性別にかかわらず一人ひとりが尊重され、安心して暮らすことができる環境が確保されていることが前提となります。

DV（配偶者等からの暴力）の多くは家庭内で発生するため、外部からの発見が難しく、潜在化しやすいという特性があります。また、加害者に罪の意識が乏しい場合も多く、暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい傾向が指摘されています。

ハラスメント、DV、性犯罪、性的虐待、ストーカー行為などは人権侵害行為であり、早急に対応すべき重大な問題です。これらの被害は、多くの場合で女性が被害者となりやすく、生活困窮や家族関係の破綻など複数の困難と重なり、問題が複雑化・多様化するケースも少なくありません。そのため、困難な問題を抱える女性への支援の必要性は一層高まっています。

すべての人が安心して自分らしく暮らせる社会の実現に向け、配偶者等からの暴力の防止や、困難な問題を抱える女性への支援について、関係機関と連携しながら総合的な取り組みを推進します。

また、男女が生涯を通じて豊かな人生を送るためには、互いの身体的特徴や性に関する理解を深め、尊重し合うことが重要です。

### 【成果目標】

	指標	基準値	目標値
1	DV被害を受けた際に「我慢した」人の割合	67.2% (令和6年度)	50.0% (令和12年度)
2	相談（支援）機関に関する認知度	73.2% (令和6年度)	80.0% (令和12年度)

※資料：1、2男女共同参画に関する市民意識調査

## 重点目標1 生涯にわたる心と身体健康づくり

男女がともに自分の身体について正しい知識を持ち、理解し合い、相互に尊重しながら過ごすことは、ジェンダー平等社会の基盤となるものです。

女性と男性は生涯を通じて異なる健康課題に直面する場面が多く、その理解は誰もが心身ともに豊かに生活するために欠かせません。

本市では、女性の健康課題に向けた取り組みを進めているものの、生涯を通じた健康保持・増進に関する市民への周知・理解については課題が残っています。

生涯にわたる健康の保持や増進において、女性には生理、妊娠・出産、更年期障害など、特有の健康課題が存在します。こうした女性特有の健康ニーズに対応したヘルスケア施策の充実が必要です。

また、事業所においても、健康経営の観点から従業員全体のヘルスケアに取り組むことが求められています。そのため、本市としても、性と生殖に関する健康と権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する正しい理解の促進や、女性のライフステージに応じた健康支援が重要です。

さらに、男女双方がそれぞれの健康課題を理解し、互いを支援できる社会的環境を整えることが、心身の健康づくりを推進する上で不可欠となっています。

## 施策1 心と身体健康づくりの推進

心身ともに健康であることは日常生活を営む上で欠かせないことから、こころと身体健康に関する周知啓発を推進します。また、高齢者の健康維持と生きがいつくりに取り組むなど、いくつになっても男女がともに健康で働き続けることができるよう心身の健康づくりを総合的に支援する体制を整備します。

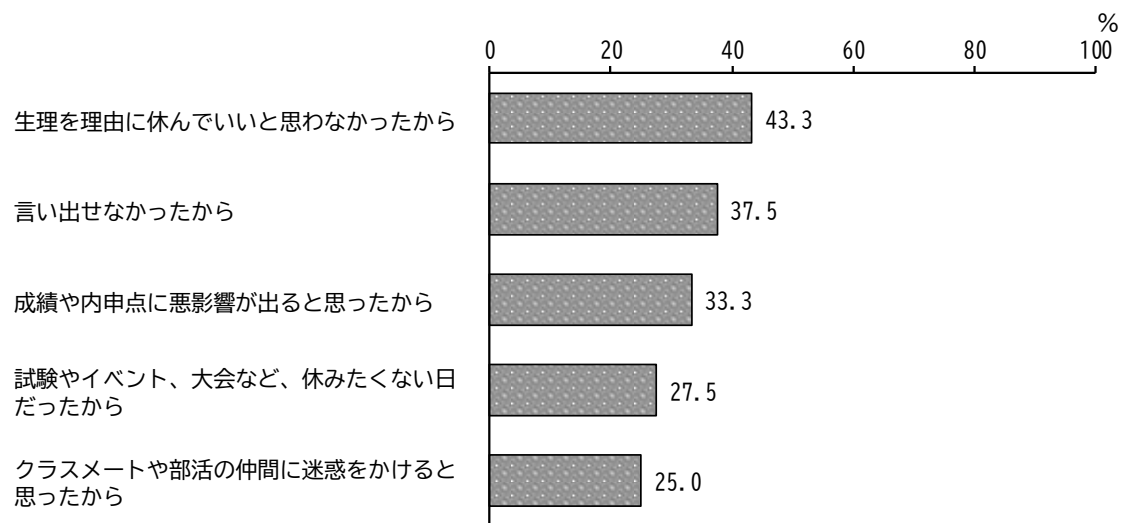
事業		担当課
401	市報、HP等によるこころの健康に関する周知啓発を行う。	健康づくり課
402	女性特有の子宮頸がん・乳がん等の早期発見、早期治療のため、がん検診等の受診を促進する。	健康づくり課
403	女性ホルモンの減少や生活習慣が関係し自覚症状がなく進行する、骨粗鬆症の早期発見・早期治療のため、骨粗鬆症健診の受診を促進する。	健康づくり課
404	生活習慣病等の重症化を予防するため、介護DX等を活用した取り組みを実施する。	健康づくり課 高齢福祉課
405	健康づくりや生きがいつくりを目的に、高齢者の就労やボランティア活動への参加を、協力団体との連携やシニア活動マッチングサイト（いくよう）の活用を通じてを支援する。	高齢福祉課
406	介護予防教室を実施し、高齢者が要介護・要支援者状態になることや要介護状態の悪化を防止する。 【数値目標】介護予防教室における男性受講者の割合 9.6%（R6）⇒13.0%（R12）	高齢福祉課

## 施策2 生涯を通じた女性の健康の保持・増進

生涯にわたり心身の健康を保持・増進できるよう、性と生殖に関する健康と権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）について学びの機会を提供します。

事業		担当課
407	性と生殖に関する健康と権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）について理解を促す講座や広報を行う。	男女共同参画課
408	小・中学校の授業において、生命の誕生等に関する教育を行う。	学校教育課

生理による休みを我慢した理由<複数回答、上位5項目>  
(佐賀市：中学2年生) (N=120)



### 施策3 妊娠・出産に関する支援

こどもを安心して出産し育てるために、妊娠や出産に関する相談や支援についての情報提供のほか保健師や助産師等による健康支援の充実を図り、妊娠から子育て期まで切れ目のない支援体制を強化します。

事業		担当課
409	<p>妊娠届出（母子健康手帳発行）時に助産師等専門職が直接、妊婦と面談することで、妊娠や出産への不安や心配事に関する相談・指導を行い、妊婦健診の受診勧奨を行う。また、妊娠7か月アンケートや妊娠8か月面談を実施し、安全・安心に出産ができるよう伴走的支援を行うとともに、関係機関と連携して早期支援に繋げる。</p> <p>【数値目標】妊娠届出時の保健指導実施率 100%（R6）⇒100%（R12）</p>	こども健康課
410	<p>出産後2週間及び1か月の産婦を対象とした健康診査において、産後うつ病スクリーニングを実施し、フォローが必要な産婦に保健師がフォローをする。また、生後2～4か月頃、助産師、母子保健推進員、保健師による乳児家庭全戸訪問を行い、子育てに関する情報の提供や保健指導を行う。</p> <p>【数値目標】専門職員等の訪問により育児不安を解消した割合 93.1%（R6）⇒99.0%（R12）</p>	こども健康課

## 重点目標2 ジェンダーに基づくハラスメント等の防止と被害への対応

固定的な性別役割分担意識や性別に基づく偏見は依然として根強く、男女間の社会的地位や経済力には格差が見られます。こうした意識に起因する性差別的言動や性的関心に基づく扱いは、現在もさまざまな場面で生じています。

セクシュアルハラスメントは、相手の意思に反し、不快感や不安を与える性的な言動を指すもので、個人の人格と尊厳を不当に侵害する重大な人権侵害です。本市では、ジェンダーに基づくハラスメントの防止に向けた理解促進を行っています。

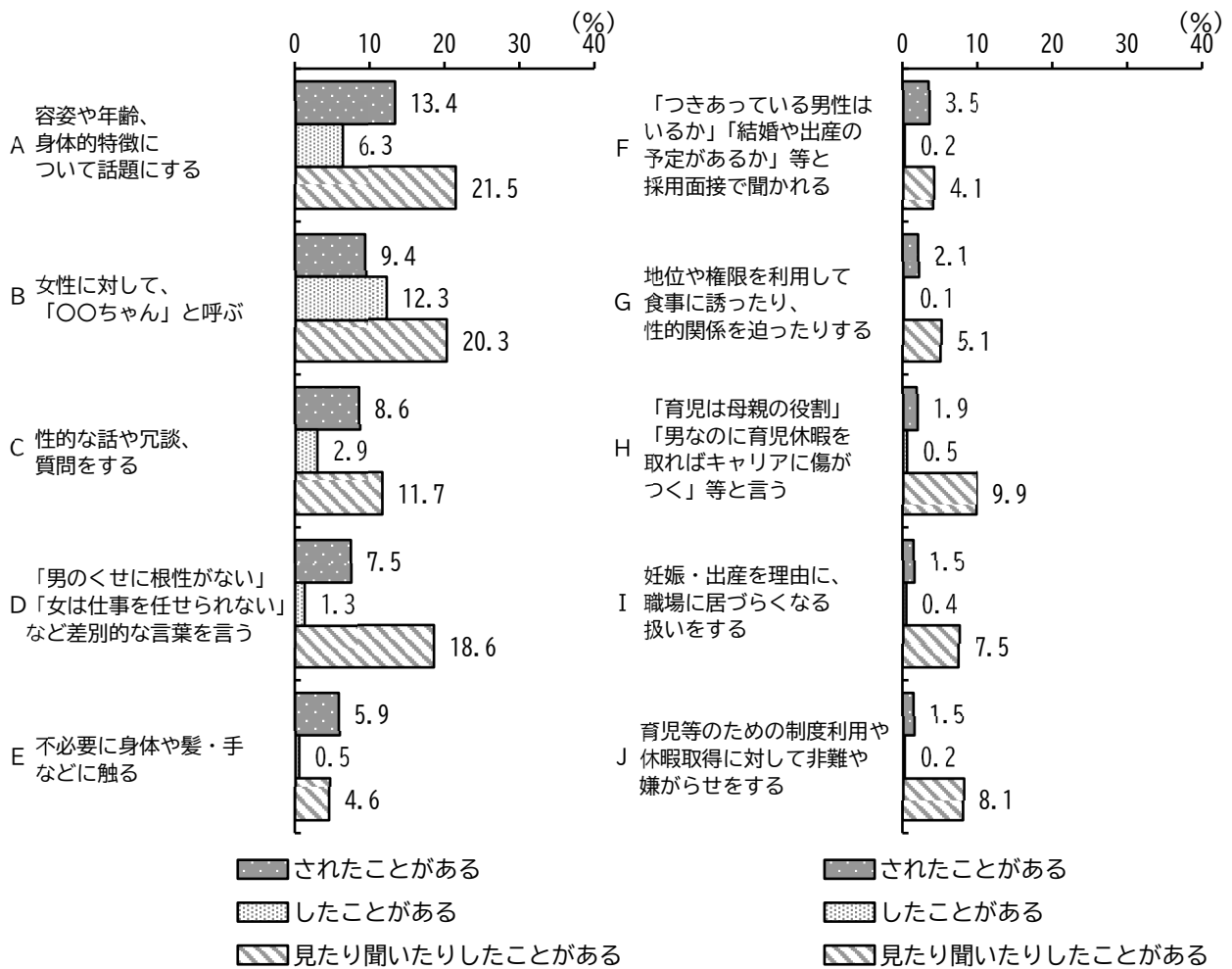
市民意識調査では、過去5年間に受けたハラスメントとして、「容姿や年齢、身体的特徴について話題にされた」が13.4%と最も多く、次いで「女性に『〇〇ちゃん』と呼ばれた」が9.4%となっています。また、見聞きした経験では「容姿や年齢について話題にする」が21.5%と高く、日常の会話や職場・地域など身近な場面でジェンダーに基づくハラスメントが発生している状況が明らかです。

ジェンダーに基づくハラスメントは、個人の人格と尊厳を侵害する重大な人権問題であり、その防止に向けた社会全体の理解促進が求められています。しかし、市民意識調査では、容姿・年齢に関する言動や性別による呼称など、問題のある行為が日常的に発生していることから、ハラスメントに対する認識不足や無自覚な言動が依然として存在することが課題として挙げられます。

また、事業所におけるハラスメント防止対策については、制度の理解促進や職場での研修、啓発活動の強化が求められています。働きやすい職場環境づくりの一環として、ハラスメントに関する知識と防止策を普及させることが重要です。

今後は、啓発活動を充実させ、セクシュアルハラスメントや性差別行為に対する理解を深める情報提供を強化し、再発防止と意識改革を進める必要があります。

セクシュアルハラスメントについて、5年以内に職場・学校・地域で  
したり、されたりしたことの有無（佐賀市：市民）（N=848）



### 施策1 ジェンダーに基づくハラスメントや暴力の根絶に向けた啓発

セクシュアルハラスメントをはじめとするジェンダーに基づく暴力は、個人の人格と尊厳を不当に侵害するものであり、許されるものではありません。その認識を周知し、ハラスメントや男女間の暴力の混絶に向けて啓発を促進します。

事業		担当課
411	セクシュアルハラスメントなどの性差別に基づく暴力について、理解と防止を促す。	男女共同参画課
412	事業所におけるハラスメント防止の取り組みを推進するため、各種ハラスメントに関する情報の普及に努めるとともに、研修等を通じて防止に向けた啓発を行い、働きやすい職場環境の整備を支援する。	経済政策課 人権・同和政策課

### 施策2 ジェンダーに基づくハラスメントや暴力に関する相談窓口の広報及び相談体制の充実

セクシュアルハラスメントやジェンダーに基づく暴力に関する相談窓口の周知を強化し、相談しやすい環境を整えることで、被害者が早期に支援を受けられる体制を推進します。

事業		担当課
413	無料労働相談において、セクシュアルハラスメント等への相談に対応する。	経済政策課

### 重点目標3 暴力の防止と被害への対応【DV対策基本計画】

DV防止に向けては、一人ひとりが人権を尊重し、個人の尊厳を損なう行為を容認しないという意識を社会全体で共有していくことが必要です。

本市では、相談しやすい環境の整備、関係機関との連携、支援マニュアルの整備などに取り組んできました。DVに関する相談件数は令和6年度に900件を超え、深刻化が懸念される状況が続いています。さらに、複合的な問題を抱える被害者の一日も早い救済を考えると、よりきめ細やかな支援が必要です。

市民への啓発や学校での教育も実施していますが、市民意識調査では、過去5年以内にDVの被害または加害の経験を回答した人がみられ、被害を受けた人の67.2%が「我慢した」と答えています。その理由として「自分さえ我慢すれば、何とかこのままでやっていけると思った」が約半数を占め、DVが見えにくいまま抱え込まれている実態が明らかになっています。

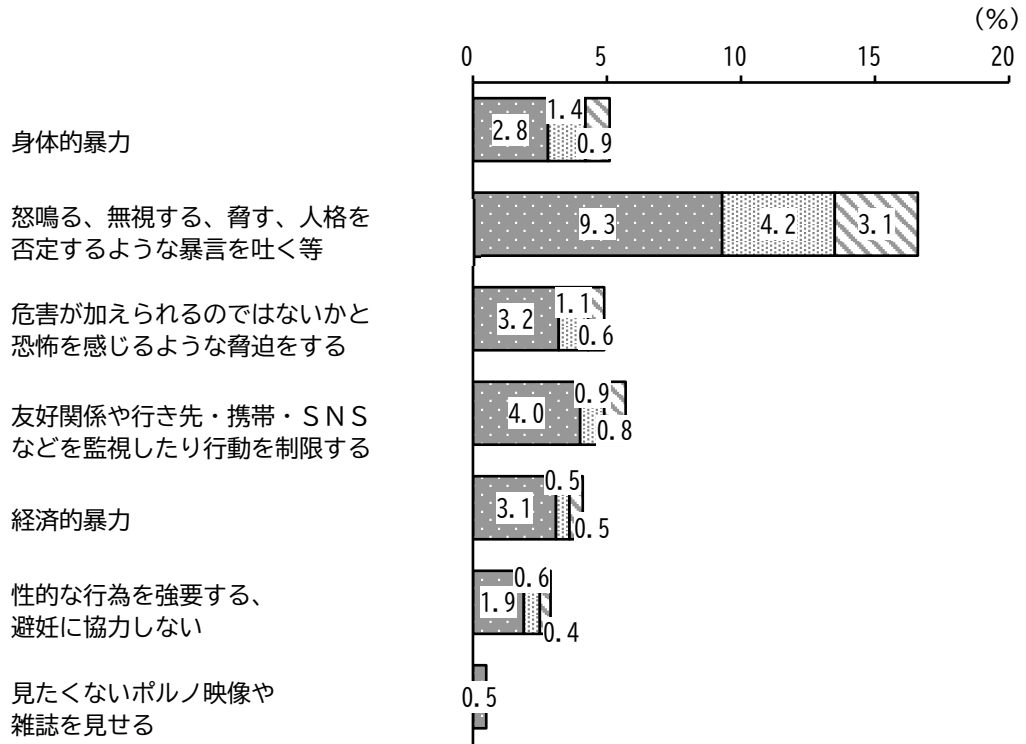
また、中学2年生を対象とした調査ではデートDVの認知度は上昇しているものの、約3割の生徒が、困ったときの相談先を「知らない」と回答しています。若者がジェンダーに基づく暴力について正しく理解し、被害者にも加害者にもならないための学習力を育む機会を確保することが重要です。

DVをはじめとする人権侵害を防ぐために、人権尊重の意識を広く浸透させ、市民への周知啓発や学校教育を充実させていく必要があります。特に若年層が暴力に関する知識や相談先を身につけられるよう、学ぶ機会を広げることが求められます。

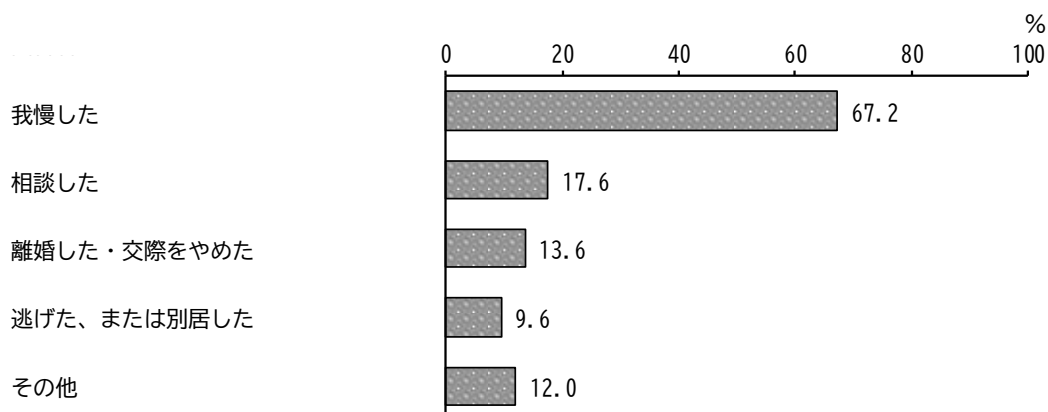
被害者が相談したいと思ったときに、ためらわず支援につながるような体制づくりを進めることが重要です。相談窓口の周知と利用促進を図り、早期発見・早期対応につながる取り組みを強化し、困難な状況にある被害者を着実に支援できる環境整備が求められます。

最近5年間の配偶者等からの暴力の有無（佐賀市：市民）（N=848）

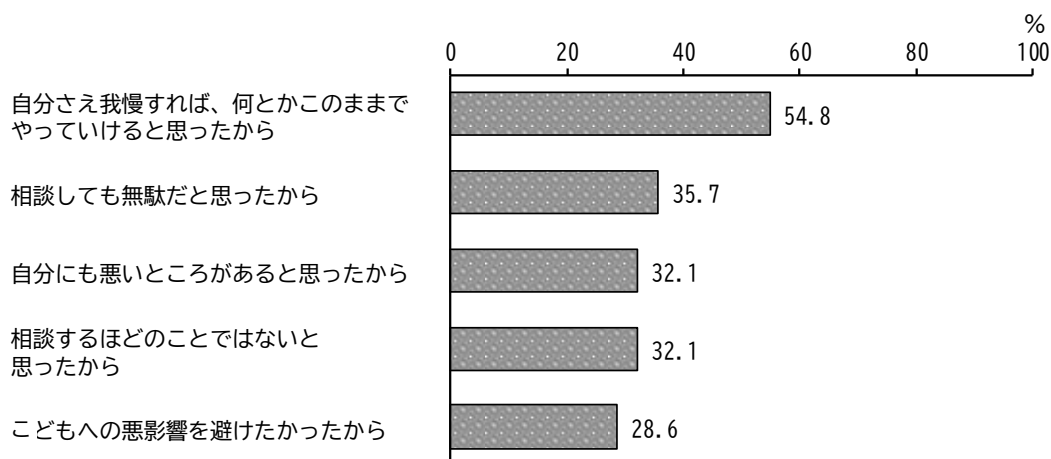
■ されたことがある □ したことがある ▨ どちらもある



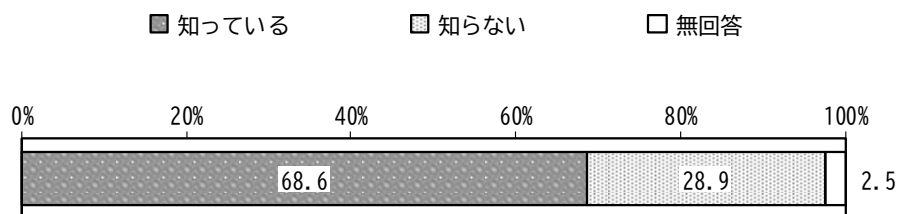
DVを受けた時の対応（佐賀市：市民）（N=125）



DVを受けた時に我慢した理由<上位5項目>（佐賀市：市民）（N=84）



困ったときや悩んだ時の相談場所の認知度（佐賀市：中学2年生）（N=1428）



## 施策1 DVを許さない意識の醸成

DV防止と早期相談の促進に向け、市報やホームページ、多言語リーフレットを活用し広く周知啓発を行います。若年層や外国籍・障がい者など多様な対象に対応した教育や情報提供を強化し、誰もが安心して相談できる環境づくりを推進します。

	事業	担当課
414	広報誌、ホームページ、チラシ、リーフレット等を活用し、DVの防止及びDVの早期相談につながるための周知・啓発を推進する。	男女共同参画課 こども家庭課
415	県や民間団体と連携し、DV防止等に関する情報提供に努める。また、DV防止・相談カードを窓口カウンターに設置し、市ホームページで多言語による周知・啓発を行う。	国際課
416	県や民間団体と連携し、障がいに配慮したDV防止等に関する情報提供に努める。	男女共同参画課
417	地域の実情に即した対策を講じるため、DVについての定期的な調査を実施する。	男女共同参画課
418	民間団体等と連携し、小学校において、児童と教職員、及び地域の大人を対象とした暴力から身を守るための教育を実施する。	こども家庭課
419	中学校の教職員に対して、10代の望まない妊娠や暴力被害を防止するために男女交際における暴力予防教育等を実施し、自分と相手の体と心を生涯にわたって大切にすることを推進する。	学校教育課

## 施策2 安心して相談できる窓口及び被害者支援体制の充実

DV被害者が安心して相談できるようにするため、相談窓口の周知や相談体制の充実を図り、被害者の安全確保や自立のための支援を関係部署や関係機関と連携をしながら適切な対応を進めます。また、個人情報の適正管理と苦情対応体制の整備を進め、安心して利用できる相談環境を整備します。

	事業	担当課
a 市民に対する相談窓口の周知		
420	DV（配偶者等からの暴力）に関する相談体制の周知を図るため、相談窓口を記載したカード等を庁舎内や市内の公共施設に設置するとともに、市報やホームページ等を活用して広く情報発信を行い、支援につながる環境づくりを推進する。	男女共同参画課 こども家庭課
421	男性の相談窓口については、佐賀県DV総合対策センターが実施する男性総合相談「男性のための電話相談」の広報を行う。	男女共同参画課
422	配偶者からの暴力被害者を発見する機会の多い医療・介護関係者や地域の住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員に対して啓発を行い、被害者に対する相談窓口等の情報提供及び「DV防止法」に基づく通報について理解と協力を求める。	福祉総務課 障がい福祉課 富士大和温泉病院
423	幼稚園、保育所(園)、子育て支援センター等への広報・啓発により、DVへの理解を深めてもらい、被害者の早期発見に努める。	保育幼稚園課

事業		担当課
b 相談体制の充実		
424	こども家庭センターに女性相談支援員を配置し、面談や電話、メールによる相談に対応する。	こども家庭課
425	被害者の安全確保と精神的負担を軽減するため、被害者が安心して相談できる環境を整備する。	こども家庭課
426	被害者に対する適切な助言を行うため、専門的な研修を受講するなど女性相談支援員の資質の向上に努める。	こども家庭課
427	女性相談支援員の精神的負担のケアや、安全対策に配慮するなど相談員への支援を図る。	こども家庭課
428	職員がDVに対する理解を深め、共通認識を持って被害者に対応するとともに、被害者に対する二次被害を防止するために、庁内職員に研修を行う。	こども家庭課
429	被害者への二次被害防止と負担の軽減を図るため、DV被害者支援マニュアルに基づき手続きのワンストップサービスを実施する。	こども家庭課
430	随時最新情報を盛り込むなど、DV被害者支援マニュアルの改訂を行い内容の充実を図る。	こども家庭課
431	関係各課との情報共有の方法を検討し、被害者の負担を軽減するため庁内共通シート等の活用を推進する。	こども家庭課
432	高齢の被害者への対応について、専門的な助言や協力を求めるため、弁護士会と社会福祉士の専門職からなる高齢者虐待対応専門チームを活用し相談対応を行う。	高齢福祉課
433	障がいのある被害者への対応について、専門的な助言や協力を求めるため、弁護士会と社会福祉士の専門職からなる障がい者虐待対応専門チームを活用し相談対応を行う。	障がい福祉課
434	外国人の被害者からの相談等については、関係機関と連携を図り、通訳を手配して対応できるよう努める。	こども家庭課
c 被害者の安全確保のための支援		
435	被害者の緊急時や、一時保護、施設入所が決定した場合には、DV被害者支援マニュアルに従い、被害者の安全確保に配慮した支援を行う。	こども家庭課
436	高齢者のDV被害に関する通報があった時は、おたっしや本舗（地域包括支援センター）をはじめ関係機関と連携して、被害者の安全を確保する。	高齢福祉課
437	おおむね65歳以上の高齢者については、生命の危険がある等緊急に保護が必要な場合には、法に基づいて一時的に老人福祉施設等に措置する。	高齢福祉課
438	障がい者のDV被害に関する通報があった時は、佐賀地区障がい者権利支援センターをはじめ関係機関と連携して、被害者の安全を確保する。	障がい福祉課
439	おおむね18歳以上、65歳未満の障がい者については、生命の危機がある等緊急に保護が必要な場合には、法に基づいて一時的に福祉施設等に措置する。	障がい福祉課
d 被害者の自立のための支援		
440	被害者に対し、市営住宅入居申請時に応募資格の緩和措置を行う。	建築住宅課
441	妊産婦の被害者や乳幼児を抱えている被害者に対して、健診や予防接種等の母子保健サービスが適切に受けられるよう配慮する。	健康づくり課 こども健康課
442	学校の転校や就学援助、保育施設や放課後児童クラブの利用等、被害者やそのこどもが円滑に就学や保育ができるよう配慮する。	こども政策課 保育幼稚園課

事業		担当課
		学事課
443	母子・父子自立支援員による各種支援の情報提供、その他就業に関する相談に応じる。	こども家庭課
444	母子・父子自立支援プログラムによる職業訓練や就業に関する情報提供等、被害者の自立に向けての支援を行う。	こども家庭課
445	必要に応じ、被害者やそのこどもに対する見守りを行うとともに、状況に応じた対応ができるよう医療機関や教育機関、民間団体等との連携に努める。	こども家庭課
446	被害者の状況に応じた自立支援や助言を行うため、常に最新の情報を収集し、適切な情報提供を行う。	こども家庭課
447	福祉制度など様々な制度を活用し、被害者の自立に向けた切れ目のない支援ができるよう、関係機関との連携に努める。	こども家庭課
e 個人情報の保護		
448	佐賀県DV総合対策センター、警察等と連携し、被害者の住民基本台帳の閲覧、写しの交付制限の徹底等、制度の適切な運用及びDV被害者支援マニュアルの遵守により個人情報を適切に管理する。	市民生活課
f 苦情処理の対応		
449	相談・保護・支援等について、被害者等から苦情の申し出があった場合には、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な場合は支援・連携の仕方を見直す。	こども家庭課

### 施策3 切れ目のない支援に向けた関係機関等との支援強化

関係部署や県、近隣市町、警察、医療機関、弁護士会など関連機関との連携強化を図るとともに、民間支援団体とも協働し、DV被害者への切れ目のない支援体制を構築します。

事業		担当課
450	DV防止の為の啓発や被害者の自立支援に向け、幅広いニーズに応えるため、民間のDV被害者支援団体等との連携・協働を図る。	男女共同参画課 こども家庭課
451	庁内検討会議やケース会議を開催し、庁内のDV被害者支援の関係部署との連携体制の強化を図る。	こども家庭課
452	個人情報の管理を徹底するため、関係各課との情報共有の方法を検討し、DV被害者支援マニュアルや庁内共通シート等を活用することにより情報の共有化を図る。	こども家庭課
453	被害者及び加害者に対し適切な対応ができるよう県及び近隣市町、警察、医療機関、弁護士会等の被害者支援に関わる機関との連携を図る。	こども家庭課
454	DV対応と児童虐待対応の連携を強化する。	こども家庭課
455	面談や電話、メール等、匿名での相談も受け付け、若者が気軽に相談できる環境を整備する。	こども家庭課

## 重点目標4 困難な問題を抱える方への支援【困難女性支援計画】

女性は性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性など、その他のさまざまな事情により、日常生活または社会生活を円滑に営むにあたり、女性であることにより困難な問題に直面することが多いという事実があります。また、出産や育児に伴い就業を中断することが多く、非正規雇用の割合も高いため、生活上の困難を抱えやすい状況にあります。

市民意識調査では、女性向け総合相談窓口の認知度は21.3%にとどまり、全く知らない可能性のある人も26.8%と高く、相談窓口の周知が十分でない現状がうかがえます。

さまざまな問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題、背景、心身の状況などに応じた最適な支援を関係機関などとの協働により支援を受けられるよう施策を実施することが必要です。

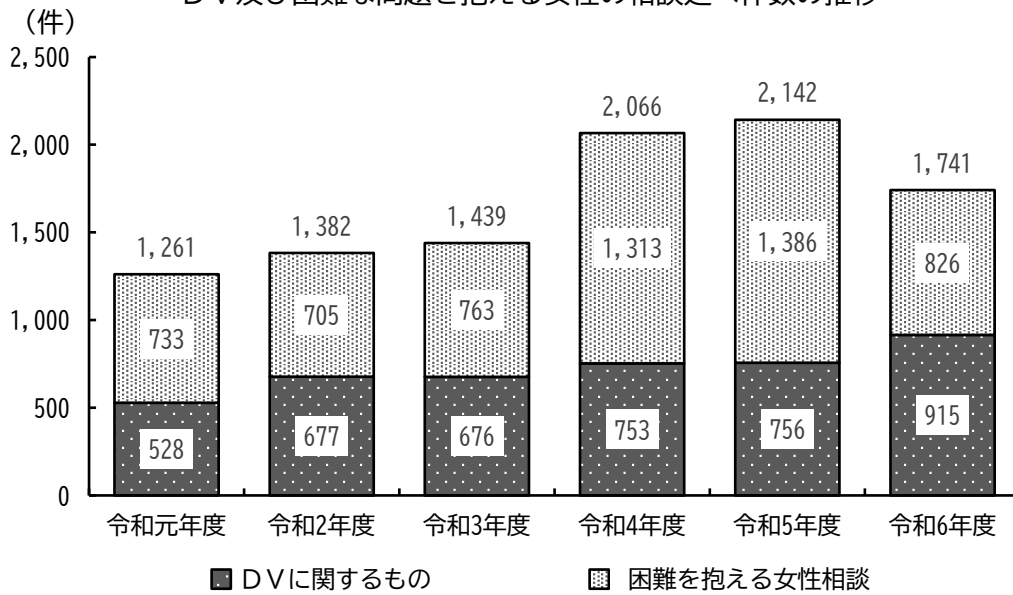
今後は、女性総合相談窓口に関する情報発信を一層強化し、困難な問題を抱える女性を適切な相談窓口につなげる体制を整備するとともに、市民への周知啓発を進め、相談利用の促進や相談環境の充実を図ることが重要です。

### 【基本的な方針】

さまざまな理由で困難な状況に置かれている女性は、複合的な困難を抱える場合が多く、それぞれの実情に応じたきめ細やかな対応が求められます。

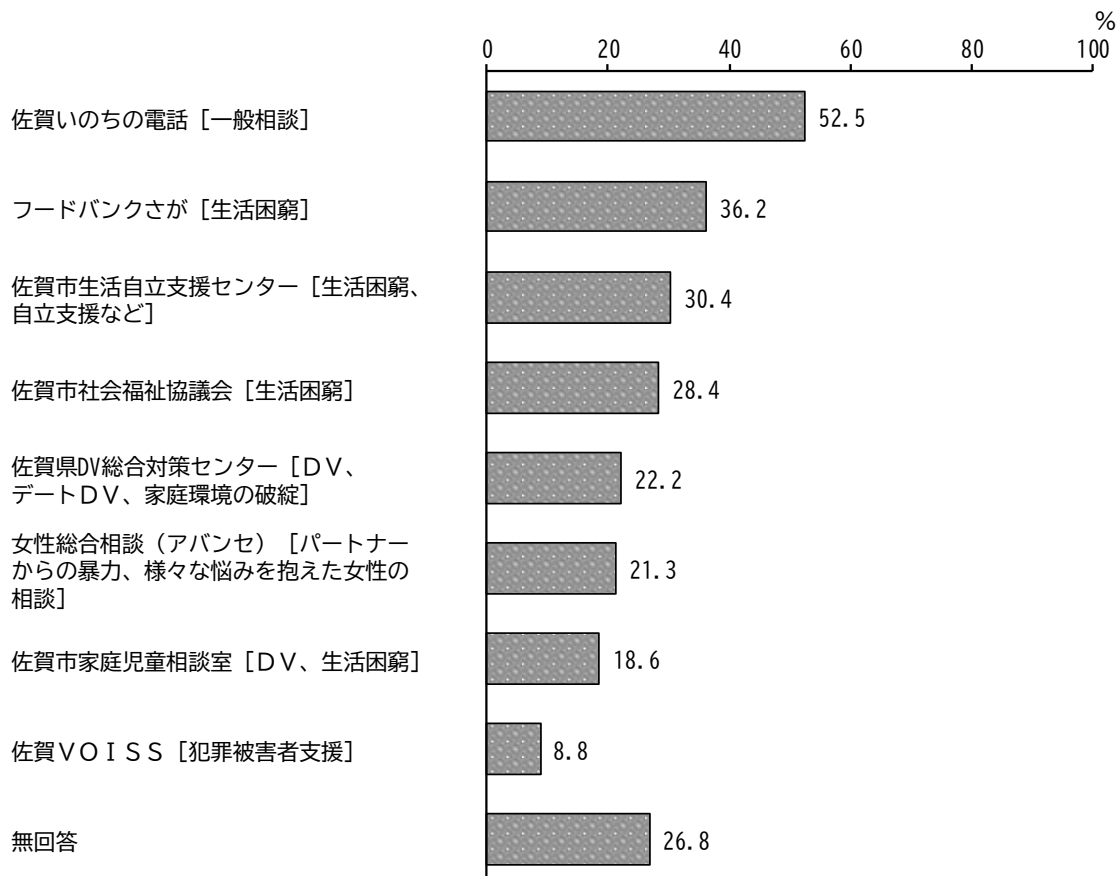
本市では、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(2024年(令和6年)4月施行)に基づき、困難を抱えた女性が安心して相談できるようにするため、相談窓口の周知や相談体制の充実を図り、安全確保や自立のための支援を市と各種専門関係機関と連携をしながら適切な対応を進めます。

DV及び困難な問題を抱える女性の相談延べ件数の推移



※ DVに関するもの：夫婦間の暴力、交際相手からの暴力  
 困難を抱える女性相談：DV以外の暴力〔子・親・親族・その他〕、離婚、生活の問題〔住居・生活困窮・借金・求職等〕、養育、家庭内の問題〔家庭不和・親族問題等〕、他者間の問題〔男女間・その他の人間関係〕、医療、妊娠出産、売春関係  
 資料：佐賀市福祉総務課「福祉のしるべ」

相談(支援)機関に関する認識<上位9項目> (佐賀市：市民) (N=848)



## 施策1 市民に対する相談窓口の周知と相談体制の充実

相談者が安心して相談できる体制を充実させるため、支援窓口の周知に努め、専門の相談員を配置して相談体制の充実を図ります。

事業		担当課
456	困難な問題を抱える女性に関する相談体制の周知を図るため、相談窓口を記載したリーフレット等を庁舎内や市内の公共施設に設置するとともに、市報やホームページ等を活用して広く情報発信を行い、支援につながる環境づくりを推進する。	男女共同参画課 こども家庭課
457	女性相談支援員を配置して、困難な問題を抱える女性を早期に発見し、その立場に立って相談に応じる。	こども家庭課
458	相談者の精神的負担を軽減するため、安心して相談できる環境を整備する。	こども家庭課
459	関係機関が実施する研修に参加し、女性相談支援員の資力向上に努める。	こども家庭課

## 施策2 切れ目のない支援に向けた関係機関等との支援強化

相談者が抱える困難の原因、問題の背景等を理解し、相談者の意思を最大限に尊重しながら、庁内部署や関係機関と連携して切れ目のない支援を実施します。

事業		担当課
460	多様化・複雑化・複合化する女性の問題について、切れ目なく支援ができるよう、福祉・医療・教育・警察・司法等の関係機関との連携を図る。	こども家庭課
461	外国人の相談者からの相談等については、関係機関と連携を図り、通訳を手配して対応できるよう努める。	こども家庭課
462	県が開催する支援調整会議等に参加し、広域的な支援体制を整備する。	こども家庭課

### 施策3 民間支援団体との協働

行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援を行っている民間団体との協働は重要であるため、協働が可能となるような支援体制の構築を検討します。

事業		担当課
463	行政と民間それぞれの強みを生かした相互連携が可能となるよう、民間支援団体の情報を収集する。	こども家庭課

### 施策4 自立のための支援（住まい、就労支援等）

相談者の自立に向け、状況やニーズに応じて自立支援など関係機関と連携し、きめ細やかな支援体制の充実を図ります。

事業		担当課
464	相談者の自立に向けて、母子父子自立支援員やプログラム策定員と連携して就業支援を行う。	こども家庭課
467	相談者の居住の確保のため、市営住宅の募集を行う。	建築住宅課
468	相談者の状況に応じた自立支援や助言を行うため、常に最新の情報を収集し、適切な情報提供を行う。	こども家庭課

## 1 市、市民、事業者、自治組織等の取り組みによる推進

市民一人ひとり、そして次世代を担う子どもたちが活力にあふれる地域社会を築いていくためには、男女が互いを認め合い、支え合いながら、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画を進めていくことが重要です。

そのためには、市とともに、市民、事業者、自治組織等、教育に携わる者がそれぞれの役割を果たすことが求められます。この責務は、佐賀市男女共同参画を推進する条例によって定められています。

### (1) 市の責務

- ・ 男女共同参画の推進に関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施します。
- ・ 男女共同参画の推進にあたっては、次世代を担う子どもを含む市民の意見を尊重し、また、国、他の地方公共団体、市民、事業者等との連携を強化します。
- ・ 男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じます。

### (2) 市民の責務

- ・ 男女共同参画についての理解を深め、家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めます。

### (3) 事業者の責務

- ・ 男女が対等に参画する機会を確保するとともに、仕事と家庭生活などの活動を両立できるよう配慮し、男女共同参画の推進に寄与するよう努めます。

#### (4) 自治組織等の責務

- ・ 地域社会における自治の主要な担い手として重要な役割を果たす存在であることから、地域活動等を行う際には、男女共同参画の推進に向けた取り組みを積極的に行うよう努めます。

#### (5) 教育に携わる者の責務

- ・ 教育が男女共同参画の推進において重要な役割を果たすことから、その教育を行う過程において、男女共同参画の理念に基づき、適切に教育を実施するよう努めます。

## 2 市民、事業者等との協働と連携による取り組み

男女共同参画社会の実現に向けて、自主活動を行う市民団体やグループ等を支援・育成し、連携を強化します。

また、男女共同参画の推進には事業者や教育に携わる者が担う役割が重要であるため、連携を一層強化し、情報交換を通じて効果的な施策の推進に努めます。

## 3 庁内推進体制

### (1) 佐賀市男女共同参画審議会

佐賀市男女共同参画審議会は、佐賀市男女共同参画を推進する条例第19条の規定に基づき設置された附属機関です。市民や事業者、学識経験者、関係団体の代表などで構成され、市が実施する男女共同参画の推進に関する各種施策について、意見を述べることなどをその役割としています。

また本審議会は、女性活躍推進法の第27条に定める協議会と位置づけ、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みについて協議を行うものとしします。

### (2) 佐賀市男女共同参画推進幹事会

本市の男女共同参画社会の実現に向けては、あらゆる分野にわたる全庁的な取り組みが必要であることから、各部局の代表で構成する佐賀市男女共同参画推進幹事会において施策間の連携、男女共同参画の施策の効果的な推進を図ります。

## 4 国・県・他自治体との連携

国・県との連携に努めるとともに、他の自治体との交流や情報交換などにより、効果的な施策の推進を図ります。

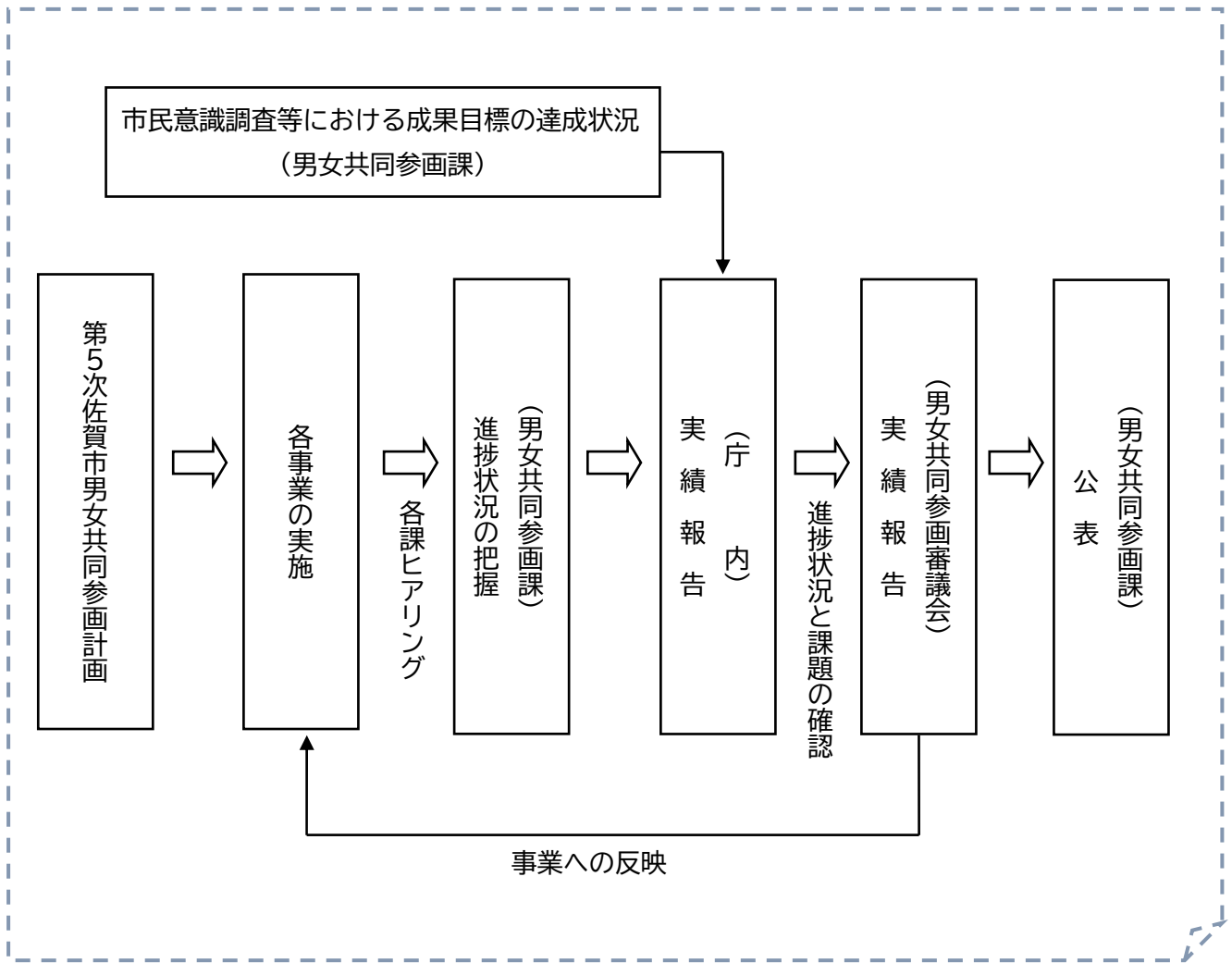
## 5 計画の進行管理

第5次男女共同参画計画に基づいて実施されるそれぞれの取り組みが、基本方向の達成に向けて市民生活の中にどのように浸透し、成果として現れたかを測る必要があります。

基本方向の達成に向けて担当課が実施する施策の事業は、その達成度を測るために数値目標等を設定し、進行管理を行います。また、事業を実施したことで現れる成果を測るために、成果目標を基本方向ごとに設け、市民意識調査等で測ることとしします。

また、佐賀市男女共同参画を推進する条例第11条の規定に基づき、計画の実施状況について報告書を作成し、市民に公表します。

【計画の進行管理フローチャート】



# 資料編

調整中

